

退職者連合第29回定期総会

日 時 2025年7月16日（水）

場 所 連合会館2階大会議室



日本退職者連合

第29回定期総会次第

1. 開会
2. 議長団選出・議長就任あいさつ
3. 総会書記長ならびに書記、資格審査委員、総会運営委員の任命
4. 会長あいさつ
5. 来賓祝辞 連合、立憲民主党、国民民主党、社会民主党
6. 祝電、メッセージの紹介
7. 資格審査委員長報告・総会成立宣言
8. 総会運営委員長報告
9. 2024年度一般活動報告
10. 2024年度会計決算報告・監査報告
11. 議案提案及び質疑応答、採決
 - 第1号議案 2025年度運動方針（案）
 - 第2号議案 2025年度予算（案）
 - 第3号議案 2025年度政策・制度要求（案）
 - 第4号議案 退職者連合運動におけるジェンダー平等参画推進計画（案）
 - 第5号議案 役員改選（案）
 - 第6号議案 顧問の委嘱（案）
12. 総会宣言（案）
13. 総会書記長ならびに書記、各種委員の解任
14. 議長団降壇
15. 閉会・団結ガンバロー

以上

2024年度

一般活動報告

2024年度一般活動報告

《 この一年を振り返って 》

2025年は戦後80年、婦人参政権獲得から80年、男女雇用機会均等法施行から40年、介護保険制度の創設から25年と節目の年です。

先人たちが残してくれた数々の制度は、今を生きる私たちにとって貴重な財産・指標になっています。

私たちの生活は、止まらない物価高に直面、備蓄米を放出したにも拘わらずコメの高騰が続いています。米大統領による「トランプ関税」で世界中が振り回されていますが、関税でさらに物価高になるのか先行きに不透明感が漂っています。

2024年10月、衆議院選が3年振りに行われ、自・公は過半数の233議席に届かない少数与党になりました。これまでの自民一強下では、野党や国民の批判があっても、国会において十分な議論がなされずに法案が可決されてきました。

「高額療養費制度」の負担限度額の引き上げを巡って二転三転する事態となりました。参議院選挙を目前に控えて負担増になることは避けたとみえました。

総務省は、2024年10月時点で首都圏（1都3県）は65歳以上の高齢者が4人に1人を占めたと伝えました。高齢化で介護需要が高まる一方で、介護従事者が足りない状況です。施行時の「社会で支える」が「家族で支える」状態になっています。高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の増加。介護サービスの供給が揺らがないよう制度の持続に声を挙げていきます。

高齢化が進んだのは、争いごともなく平和だったからです。しかし、政府は、「防衛力の抜本的強化」として、南西諸島にミサイルを林立し、台湾有事を念頭に、沖縄県の先島諸島5市町村の住民に避難訓練を実施しています。先ずは有事を起こさせない外交努力をすべきと考えます。

「選択的夫婦別姓の早期実現を求める団体署名」の取り組みで、産別・各地方退職者連合から約3,000筆を集めることができました。法務大臣、内閣府特命大臣、各政党に要請提出をしました。

国連の「女性差別撤廃委員会」が日本政府のジェンダー平等政策を対面で8年振りに審査を行い、「先進国の中での取り組みが著しく遅れている」と厳しい指摘が相次ぎました。政府は謙虚に耳を傾け誠実に向き合うべきです。また、女性議員を増やすよう勧告が出ています。7月の参議院議員選挙で組織内候補予定者の全員の勝利を目指すとともに、女性議員の議席が増えることを望みます。

数々の節目の年に、改めて未来に希望の持てる社会を構築していくのが、私たちへの課せられた役割であると認識し次へのステップにしていきます。

I. 2024年度政策・制度要求運動について

1. 年度要求の取り組みについて

退職者連合は、「第28回定期総会」で決定した2024年度政策・制度要求の実現に向けて、以下のとおり政府要請と政党への協力要請を行いました。

(1) 中央での取り組み

①厚生労働大臣要請

7月23日、厚生労働省総括審議官室において、人見会長から武見敬三厚生労働大臣宛の要請書を宮崎敦文総括審議官に手交しました。

②財務大臣要請

8月20日、財務省要請を行いました。財務省会議室で主税局の担当者に対応しました。

③国土交通大臣要請

8月22日、国土交通省要請を行いました。国交省からは、住宅局、都市局、総合政策局、道路局の担当官に対応しました。

④農林水産大臣要請

9月12日、農林水産省要請を行いました。農林水産省からは鈴木豪大臣官房政策課調査官に対応しました。

⑤内閣府特命担当大臣要請

8月22日、内閣府へ要請を行いました。内閣府会議室で男女共同参画局の大森崇利総務課長、白石茉希総務課調整係長に対応しました。

⑥政党への協力要請

各政党への協力要請については、人見一夫会長はじめ、事務局長、副事務局長、常任幹事を中心に立憲民主党7月30日、国民民主党7月31日、社会民主党7月30日、公明党8月1日に行いました。

(2) 厚生労働省要請に関する「要求と回答」について

厚生労働省実務担当官から「2024年政策・制度要求」の回答があり、第2回幹事会（10月16日）で報告しました。

(3) 地方での取り組み

地方退職者連合に対しては、2024年7月22日付けの発文で各自治体への政策要求の取り組みを要請しました。その結果、多くの自治体要請への取り組み報告がありました。

各地方退連の要求内容と、それに対する各自治体の回答を「2024年度政策・

制度要求と回答」に集約、第4回幹事会（3月12日）で報告しました。

＜資料1＞

2. 第217回通常国会に向けた取り組みについて

第217回通常国会に向けた重点政策要求を、第3回幹事会（1月16日）で確認し、「第217回通常国会に向けた政策・制度要求」を各政党に要請しました。

要請には人見会長、常任幹事、事務局を中心に、厚生労働省は2月17日、各党の代表・幹事長・政策責任者に対し、立憲民主党、社会民主党は2月17日、国民民主党、公明党は2月18日に行いました。

＜資料2＞

3. 政策・制度要求実現2・13院内集会について

第217回通常国会に向けた政策・制度要求実現院内集会を衆議院第一議員会館多目的ホールで開催しました。連帯・激励の挨拶で連合から北野眞一副事務局長、政党から立憲民主党 野田佳彦代表、国民民主党 古川元久代表代行、社会民主党 福島みずほ党首が駆けつけていただきました。

集会では、連合本部の佐保昌一総合政策推進局長から「第217回通常国会における予定法案（社会保障分野）」の講演が行われました。

＜資料3＞

4. 2025年度税制改正に向けた（立憲・社民・無所属）ヒアリングについて

12月4日、2025年度税制改正に関する会派（立憲・社民・無所属）の厚生労働部門のヒアリングが行われ、立憲民主党から山井和則衆議院議員、早稲田ゆき議員、井坂信彦議員、石橋通宏参議院議員、森本真治議員、牧山ひろえ議員、ほか数名が参加しました。

退職者連合からは人見会長、野田事務局長、岩崎副事務局長、宇田川副事務局長、大内副事務局長が参加しました。

退職者連合は①個人所得税②法人税③消費税④国際連帯税⑤地方税の5項目の要求を要請しました。特に人見会長から「防衛費のGDP2%への増税は、私たちが求める平和と民主主義に相反するものであり、到底認められない」旨を伝えました。

5. マイナ保険証の取り組みについて

健康保険証廃止の撤回を求める団体署名の取り組みに続けて、地方議会に「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願の取り組みを進めてきました。

今だ「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されている状況でなく、利用率も低いままです。政府は従来の健康保険証と同様に使える「資格確認書」を75

歳以上全員に送り「マイナ保険証」の利用促進を図るとしています。

マイナンバーカードは任意取得が原則ですが、「マイナ保険証」への一本化は事実上の取得の強制と言えます。「マイナ保険証」の取得・管理が困難な人を置き去りにしていることも指摘されています。

6. 選択的夫婦別姓の実現に向けた団体署名の取り組み

夫婦が同じ姓を名乗るという慣行が定着したのは、1898年の明治民法で採用されてからです。それから130年経過しました。1996年には法制審議会が夫婦別姓を含む民法改正案要綱を答申してから30年。導入に関して国連の再三の勧告にも拘わらず実現していません。

退職者連合は、現役世代が少しでも生きやすい社会にするために、そして一人ひとりが尊重され性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓の早期実現を求める団体署名」の取り組みを進め、産別・地方退連から約3,000筆を集め、法務省、内閣府、立憲民主党、国民民主党、社会民主党、公明党に要請しました。

＜資料4＞

7. 国連女性差別撤廃委員会への拠出停止に抗議する取り組み

国連の女性差別撤廃委員会が日本政府のジェンダー平等政策を8年振りに審査しました。対象は、選択的夫婦別姓の導入、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、候補者男女均等法の罰則導入など80項目に及んでいます。今回、男系男子に皇位継承を限定している皇室典範の改正を求めました。

しかし、政府は「皇位継承のあり方は国家の基本に関する事項であり、女性差別撤廃条約に照らし取り上げることは適当でない」と反論し、日本が国連人権高等弁務官事務所に対して支払っている任意拠出金の対象から女性差別撤廃委員会を除外すると発表しました。

退職者連合は、国連への通告を撤回し、条約締約国としての役割と責務を果たすよう談話を出しました。

8. 核兵器廃絶1000万署名の取り組みについて

2025年は広島、長崎の惨禍から80年。日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）へのノーベル平和賞の授与は、長年の証言活動を中心に被爆体験、戦後の苦難に満ちた被爆者の歩みを地道に続けてきた結果だと思っています。

米国の「核の傘」の下にある日本は核禁条約に未加盟ですが、オブザーバーとして締約国会議で意見を表明できるにも拘らず、依然として参加を見送っています。

連合は2026年NPT再検討会議に向けて、核兵器廃絶に向けた内外の世論を高めるため、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、1000万署名に取り組む

ことを決定しました。退職者連合も連合と連携し全国的な署名活動に取り組みます。

＜資料5＞

9. 学習会の開催について

(1) 2024全国組織代表者会議（7月16日）を開催し、「財政検証報告から年金改正に向けて」をテーマに、厚生労働省年金局の若林健吾年金課長を講師に学習会を開催しました。学習会は、保険料を納付して年金が給付されるという「公的年金の規模と役割」の基本的な制度内容について確認し、財政の枠組みやマクロ経済スライド調整率と年金改定率の関係などについてお話し頂きました。

(2) 2024全国高齢者集会（9月5日）を文京シビックホールで開催し、朝日新聞社編集委員の高橋純子さんを講師に「どうする・どうなる・これからのメディア」と題して講演会を行いました。高橋さんは、「選挙制度が中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改定されたことにより、自民党一強政治が築かれていることを認識しておく必要がある。そして、マスメディアを介さず直接SNS等の発信で、世論に影響を与えるようになった。マスメディアや野党は、もっと自分の言葉で発信していかななくてはならない。私達が幸せと思える社会を築くための言葉を発信していきたい」と述べました。

＜資料6＞

(3) 2025年全国事務局長会議（2月12日）を開催し、「もったいない」を「分かち合い」～「ありがとう」をテーマに、フードバンク神奈川の藤田誠事務局長を講師として学習会を行いました。「日本の貧困率の高さ、フードバンクや子ども食堂が少なく、もっと発展させていかなければならない状況である」こと、また、「家庭や外食産業における食品ロスが多い」と指摘されました。「食品ロスを減らし、食べ物の価値を活かし、フードバンクを通じて、地域の助け合い・支え合いを実現し、生活に困っている人・社会的に弱い立場にある人の食のセーフティネットを目指し『ありがとう』を繋げていくことが重要」と話されました。

(4) ジェンダー平等第13回学習会（3月5日）を（連合会館2階大会議室）で開催しました。今回もWeb併用で開催し、200人以上が参加しました。主催者を代表してジェンダー平等委員会の川辺優委員長が挨拶、連合総合政策推進局の小原成朗総合局長から挨拶を受けました。

学習会は、林陽子弁護士（元国連女性差別撤廃委員会委員長）が「批准から40年～女性差別撤廃条約と日本」をテーマに、国際女性年から50年、女性

差別撤廃条約批准から40年、男女雇用機会均等法から40年、女性参政権が成立して80年の節目となり、これらのことがもたらした変化や状況について、自身の経験を述べながら講演されました。

- (5) 第6次男女共同参画基本計画策定に向けた学習会（6月16日）を（連合本部8階三役会議室）で開催しました。

学習会は、連合の井上久美枝副事務局長から、第5次男女共同参画基本計画のフォローアップについて、①地域における男女共同参画の推進、②防災・復興における男女共同参画の推進③高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備等についての説明がありました。続いて第6次男女共同参画基本計画策定に向けたコンセプトを述べました。①第6次計画のゴールに向けて②非正規雇用労働者の処遇改善③地方創生のための女性活躍推進④国連女性差別撤廃委員会の最終見解⑤ISO53800など国際的な動向を見据えた議論を行っていくと述べました。

今後のスケジュールについて、夏ごろ「基本的な考え方（素案）」のとりまとめ、公聴会、パブリックコメント、「基本的な考え方」の答申、第6次計画の諮問・答申、12月閣議決定と説明がありました。

10. 連合との調整会議

- (1) 総合政策局との政策調整会議

- ①2024年12月23日、「第217回通常国会に向けた政策・制度要求」についての意見交換を行いました。
- ②2025年5月8日、「2025年度政策・制度要求」についての意見交換を行いました。

- (2) 連合会議への参加

連合の政策委員会、社会保障政策担当者会議、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に、担当副事務局長がオブザーバー参加しました。

11. 自民党厚生労働部会・社会保障制度調査会年金委員会 合同会議への参加

厚生労働部会と社会保障制度調査会年金委員会の合同会議が4月3日自民党本部で開催され、退職者連合から、人見一夫会長、岩崎長久副事務局長が参加しました。この会議は、自民党が「次期年金制度改革（案）」について、当事者・国民や関係団体から丁寧に意見を聴き取るという趣旨で開催されました。当日の意見陳述（ヒアリング）は、日本総合研究所、経済同友会、日本退職者連合、日本退職公務員連盟が行いました。

Ⅱ．組織強化・拡大について

「第2期（2024～25年度）アクションプラン」および「第1期アクションプラン」取り組みのまとめと総括を踏まえて、組織拡大の取り組みを進めてきました。しかし、会員減少傾向は続いている状況となっているので、さらなる取り組みが必要です。

また、現役組織の役職員に対して、各種会議や委員会に出席して「退職者連合の活動内容」や会員拡大に向けた要請を行ってきました。

組織強化の取り組みとして、退職者連合の活動内容をSNS等により会員に直接情報共有できるような仕組みを検討し進めてきました。

Ⅲ．労働者自主福祉運動について

中央労福協の幹事会、労組会議などの機関会議に構成員として参加するとともに、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減などの課題やライフサポート事業などの課題に連携して取り組みました。

Ⅳ．政治の流れを変える取り組みについて

第27回参議院選挙、都道府県知事選挙及び政令指定都市・市長選挙について、連合が推薦した候補者を退職者連合としても推薦することを決定し当選に向けて活動します。

Ⅴ．主な機関会議の開催について

1．幹事会について

第1回	2024年8月26日（月）	13：30～	連合本部3階AB会議室
第2回	11月20日（水）	13：30～	連合本部3階AB会議室
第3回	2025年1月16日（木）	13：30～	連合本部3階AB会議室
第4回	3月12日（水）	13：30～	連合会館2階203会議室
第5回	5月14日（水）	13：30～	連合会館2階203会議室
第6回	6月18日（水）	13：30～	連合本部3階AB会議室

2. 三役会について

第1回	2024年8月26日（月）	11：00～	連合本部A B会議室
第2回	10月16日（水）	15：30～	全印刷局会議室
第3回	11月20日（水）	11：00～	連合本部A B会議
第4回	12月11日（水）	15：00～	連合本部3階A会議室
第5回	2025年1月16日（木）	11：30～	連合本部3階A会議室
第6回	2月12日（水）	11：00～	連合本部3階A会議室
第7回	3月12日（水）	11：30～	連合会館2階203会議室
臨時	4月2日（火）	10：00～	連合本部3階B会議室
第8回	4月16日（水）	11：00～	連合本部3階A会議室
第9回	5月14日（水）	11：00～	連合会館2階203会議室
第10回	6月18日（水）	10：30～	連合本部3階A B会議室
第11回	7月15日（火）	11：00～	連合会館2階大会議室

3. 2025年全国事務局長会議

と き 2025年2月12日（水）13：30～

ところ 連合本部3階A B会議室

報告・提案事項

- （1）2024年度全国自治体要請の集約（中間まとめ）
- （2）第217回通常国会に向けた政策・制度要求について
- （3）組織強化・拡大の取り組みについて
- （4）選択的夫婦別姓の団体署名の取り組みについて
- （5）各産別・地方退職者連合の運動方針について
- （6）2025全国高齢者集会について

学習会 講演 フードバンクかながわの活動報告

「もったいない」を「分かち合い」～「ありがとう」へ

講師 フードバンクかながわ 藤田 誠事務局長

4. 2025全国組織代表者会議

と き 2025年7月15日（火）13:30～

ところ 連合会館2階大会議室

- 内 容
- （1）第29回定期総会 議案関係について
 - （2）2025年政策・制度要求（案）について
 - （3）退職者連合運動におけるジェンダー平等参画推進計画（案）について
 - （4）学習会

講演 「戦後80年 今、伝えねば」(仮)
講師 石井忠明さん

Ⅵ委員会の開催について

1. 2024年度役員推薦委員会について

第1回幹事会(8月26日)において、役員選挙規則第5章役員推薦委員会第21条(役員推薦委員会の設置と定数)、ならびに第22条(委員の選出と任期)により、次のとおり役員推薦委員会を設置しました。

内山礼子(全国退職者女性強食信の会)

大野弘二(JAMシニアクラブ)

川端邦彦(全日本自治体退職者会)

川辺 優(情報労連NTT労組退職者の会)

操谷孝一(基幹労連シニアクラブ)

平岡良久(日本退職教職員協議会)

(以上、委員の氏名はあいうえお順)

事務局 野田那智子(日本退職者連合)

2. 政策委員会について

第1回 2024年12月11日(水) 13:30~15:00 連合本部3階AB会議室

①2025年通常国会に向けた政策・制度要求(素案)について

第2回 2025年1月16日(木) 10:00~11:00 連合本部3階AB会議室

①2025年通常国会に向けた政策・制度要求(案)について

第3回 2025年3月12日(水) 10:30~11:30 連合本部3階AB会議室

①2025年度政策・制度要求(素案)について

第4回 2025年5月14日(水) 10:00~11:30 連合会館2階203会議室

①2025年度政策・制度要求(案)について

3. 組織委員会について

第1回 2024年12月11日(水) 10:00~11:00 連合会館

①「第2期アクションプラン」の取り組みについて

②2024年度取り組みスケジュールについて

第2回 2025年4月16日(水) 13:30~15:00 連合会館

①第29回定期総会議案「組織強化・拡大について」(素案)

②議案策定スケジュールについて

第3回 2024年6月18日(水) 11:30~12:30 連合会館

①第29回定期総会議案「組織強化・拡大について」(案)

4. ジェンダー平等推進委員会について

第1回 2024年10月16日（水）10：00～

- ①第13回学習会の開催について
- ②選択的夫婦別姓の早期実現に向けた取り組みについて

第2回 2025年2月12日（水）10：00～

- ①第13回学習会について
- ②「第6次男女共同参画基本計画」について

第3回 2025年4月16日 10：00～11：00

- ①退職者連合の第2次行動計画（素案）について
- ②「第6次男女共同参画基本計画」について

5. 2024年度役員—構成組織（産別・関連退連、地方退職者連合、専門委員会委員について

<資料参照>

1. 本部、構成組織、地方ブロック
 - ・本部役員
 - ・産別関連退職者連合（代表者・事務局長）
 - ・地方退職者連合（代表者・事務局長）
 - ・地方ブロック（代表者・事務局長）
2. 専門委員会
 - ・政策委員会
 - ・組織委員会
 - ・ジェンダー平等委員会

資 料 関 係

政策・制度要求関連

宣言、声明、アピール、見解等

退職者連合本部役員・顧問

構成組織役員（代表者・事務局長）

地方ブロック（代表者・事務局長）

専門委員会委員

<資料1>

退連発第24-013号
2024年7月22日

地方退職者連合 会長 様

日本退職者連合
会長 人見 一 夫

政策・制度要求運動の展開について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、退職者連合は、7月17日の第28回定期総会で、「2024年度の政策・制度要求」を決定しました。つきましては、それぞれの地方、地域・地区において、自治体要請、議員要請等の行動を展開していただくようお願いします。なお、運動展開にあたっては、可能な限り当該地方連合会との連携を密にして取り組まれるようお願いします。

記

1. 政策・制度要求運動の重点

「2024年度政策・制度要求」に重点を置くこととします。「自治体に対する申し入れの例」も参考として、可能な限りそれぞれの地方・地域が抱える課題を加えてください。

2. 運動の重点期間

都道府県ならびに市区町村への要請、議員要請などは、遅くとも本年12月末までに終わるよう努力することとし、可能な限り当該地方連合と協力して実施するようお願いします。

3. 取り組みの集約

2025年1月31日までに、別添の様式によりご報告ください。集約結果は全国事務局長会議（2月12日）で報告します。

以上

政策・制度要求運動の実施について（報告）

2025年1月31日までにメール、またはFAXでご報告下さい。

都道府県組織	
記入者	記入日 月 日

要 請	都道府県への要請 (下記を○で囲んで下さい)	市区町村への要請（要請した市区町村名をご記入ください。書き切れない場合は別紙添付をお願いします。）	
	1. 退職者組織単独で 2. 「連合」と共同で 3. その他	市＝ 区＝ 町＝ 村＝	
	都道府県への要請月日 月 日	市区町村への要請予定の有無	
		有 無	
要 請 内 容	該当する番号を○で囲んでください。		
	1. 当該都道府県に関係する政策・制度課題のみで行った。 2. 退職者連合2024年度政策・制度要求のみを行った。 3. 退職者連合の要求に当該都道府県の課題をあわせて行った。		
要 請 先 の 対 応	対応者の役職 (お名前は不要です。)		
	★要請に対する回答要旨（書き切れない場合は別紙添付をお願いします）		
議 員 ・ 政 党	国会議員名（党派）	都道府県市区町村会議員（党派）	

＜その他、お気づきのことがあれば別添でお送りください。＞

2024年 自治体に対する「政策・制度要求」申し入れの例

日本退職者連合

退職者連合の「政策・制度要求」は、全国段階での各省庁に対する申し入れと、各地域での自治体への申し入れとの相乗効果で前進してきました。自治体に申し入れる課題は社会保障諸施策を中心に、①「都道府県が解決すべき事項」、②「市区町村が解決すべき事項」、③「自治体の立場で政府に働きかけるべき事項」があります。

退職者連合は過去の一時期に「自治体申し入れの指針」を提起したことがありますが、この反省から、参考として課題を例示するように改めてきました。昨年までの実績が示すように、その時期にその地域で重視する課題を取り上げて、協議実績を積み上げることが運動の前進につながると考えられます。

2024年の要請時期は、自治体の第9期介護保険事業（支援）計画（2024～26）と第8次医療計画（2024～29）が確定し、実施段階に入っています。この段階での要請行動ですので、①まず当該自治体の事業の現状及び計画内容の把握、②計画の実施段階で特に重視すべき課題のピックアップ、③計画に反映されていないが市民ニーズの高い課題の実現、を具体的に提起することが必要です。

<申し入れの例>

1. 健康保険証廃止後の医療保険の継続利用について正確に周知すること

<対 都道府県・市町村>

本年12月2日の現行健康保険証の廃止に伴う医療保険の継続利用について「マイナ保険証を取得していない人」には、「資格確認書」が交付され、継続的な医療保険の利用が可能であることを県民・市民に周知すること。

<政府に申し入れを>

「マイナ保険証がなければ、医療機関の受診ができなくなる」と印象付ける広報を止め、「健康保険証廃止後にマイナ保険証がなくても、自治体が交付する『資格確認書』により医療保険が継続的に利用できる」ことを周知・広報するよう政府に要請すること。

2. 「かかりつけ医」の基盤整備と機能の強化に向け取り組むこと

<対 都道府県> *退連要求の5(1)と6(3)

地域での身近な医療提供体制の確立に向け、「かかりつけ医」機能の基盤整備と普及をはかること。そのために、地域の医療提供体制の整備、地域医療ネットワークの構築、地域での医療機関の協議を促進すること。

3. 訪問介護報酬の改善に向け取り組むこと

<政府に申し入れを> *退連要求の7(6)⑤

訪問介護報酬の改善に向けて、次期改正期を待たず早急な改善策を講ずること。

4. 介護職員処遇改善加算の取得を促進すること

＜対 都道府県・市町村＞ ＊退連要求の7(2)→具体的な制度資源の活用

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を促進するため、市町村は都道府県と連携し「介護職員処遇改善加算の取得促進事業」を活用し、「加算未取得事業所の新規取得」や「加算や上位区分の取得」などを促進すること。
- (2) 「地域医療介護総合確保基金」事業を活用し、介護施設の基盤整備や介護従事者の確保の取り組みを促進すること。都道府県と市町村が連携し、積極的な介護基盤の整備・人材確保に取り組むこと。

5. 高齢者が安心して地域で暮らし続けるための地域基盤を整備すること

＜対 都道府県・市町村＞ ＊退連要求の10(1)～(4)→具体的な制度資源の活用

(1) 高齢者の移動支援事業の拡充

高齢者の介護予防・自立支援の観点から、「地域公共交通活性化再生法」を活用し、地域特性を踏まえた多様な交通網・移動手段の確保・拡充をはかること。そのため、地域の交通事業者や市民・高齢者団体を含めた地域交通協議会の設置・運営を促進・拡充すること。

(2) 居住支援の拡充

＊退連要求の12(1)→具体的制度資源の活用 ／ ②と③は7(7)と関連

- ① 高齢者や低所得者への賃貸住宅等への円滑な入居支援の拡充に向け、居住支援協議会の設置促進と活動内容の充実、活動支援事業の活用促進をはかること。
- ② 特別養護老人ホームの入所基準「原則要介護3以上」とともに、特例入所制度の周知」による「要介護2以下であっても、介護サービスの必要性に基づき入所が可能」であることを市民に周知すること。
- ③ 養護老人ホーム入所措置について、必要数を確保し、入所抑制をしないこと。
- (3) 独居高齢者等の身元保証制度の拡充 ＊退連要求では12(1)に関連項目
医療施設や介護施設等の入院・入所時や公営住宅や賃貸住宅等の入所契約時に求められる身元保証について、高齢者サポート事業の実施状況を把握し、必要な指導・助言・支援を行うこと。

6. 要介護認定の省略化、チェックリストの活用

＜対 都道府県・市町村＞

「認定作業の迅速化」を理由とした、要介護認定の省略化、チェックリストによる「総合事業」への誘導を行わないこと。

＊過去に退連要求としていたが、自治体課題なので今は掲げていない

＜解説編＞

申し入れの1 健康保険証廃止と資格確認書の取り扱いの周知について

今年12月2日に現行の健康保険証廃止が施行されることになりました。「マイナンバーカードを保険証に置きかえ」で「マイナ保険証」にすることを制度化したものです。「マイナ保険証」対応の医療機関への奨励金を引上げ、転換促進を図ろうとしています。

「マイナ保険証」自体には賛否両論がありますが、高齢者を中心にカード本位の諸制度に対応困難な人が多数存在します。制度移行過程では丁寧で綿密な配慮が欠かせません。保険証廃止後カードに移行するまで「資格確認書」が交付されることになっています。

自治体の中には、(紙の)健康保険証廃止後について、丁寧に、「従来の健康保険証に代わるものとして“資格確認書”が交付され、それによって引き続き従来の窓口負担で診療が受けられる」ことを市民に広報しているところもあります。そもそも「マイナカードの取得は任意です」(制度発足時の政府説明)と説明している自治体もあります。

逆に政府の誘導に従い、医療機関によっては、受診に際し「マイナンバーカードをご利用ください」との厚労省のチラシが配布されています。チラシには、マイナ保険証を保有していない場合「資格確認書」が交付されることに触れられていません。あたかも、マイナ保険証がなければ、医療機関を受診できなくなるとの誤解を誘発する表現です。

申し入れの3 訪問介護報酬の改善に向け取り組むこと

第9期介護報酬改定時に、集積型住宅での収益率を根拠に訪問介護報酬を引き下げたことに対し、「政策・制度要求」で全国事情に全く適合しないので次期改定を待たず速やかな復元を政府に要求しています。自治体からも政府に申し入れを求めるものです。

申し入れの4 介護人材の確保・処遇改善に向けた自治体の取組み

- (1) 第9期介護報酬改定では、人材確保・処遇改善に向け、「処遇改善加算の一本化と改善」が行われました。2023年度からは介護職員処遇改善加算の取得促進事業(10/10補助)が予算化されています。この事業を活用して「加算未取得事業所で、新規取得や上位区分の加算取得」などの実績が報告されています。しかし介護現場では、「申請事務が煩雑」といった理由等で従来の処遇改善策さえ申請していない(できない)中小の事業者が多く、新たな改善策にたどり着けない事業者が想定されます。
- (2) 「地域医療介護総合確保基金」事業では、2024年度1,553億円(介護分は524億円)が予算化されています。基金の対象事業には、介護施設の基盤整

備や介護従事者の確保に関する事業が位置づけられています。しかし、この基金の確保額は、都道府県によって大きな差があり、具体的な活用方法については、必ずしも市町村・市民に明らかになっていません。都道府県と市町村は連携して、介護基盤整備、実効性ある人材確保策のため、積極的に基金を活用して財源を確保することが求められています。

申し入れの5 高齢者が安心して地域で暮らし続けるための地域基盤の整備

- (1) 高齢者の介護予防・自立支援の観点から、高齢者の移動手段の確保は必須の課題です。そのために、地域特性を踏まえた「地域公共交通活性化法の改正」を活用した多様な交通網・移動手段の確保・拡充について、自治体の取り組みを促すものです。

自治体ごとに、部局内の横断的連携により、地域の交通事業者や市民・高齢者団体を含めた地域交通協議会の設置・運営が重要な役割を持ちます。

(2) 居住支援

- ①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）を活用した、高齢者や低所得者への賃貸住宅等への円滑な入居支援の拡充が課題となっています。
- ・基礎自治体を中心とした居住支援協議会の設置促進と活動内容の充実、活動支援事業の活用促進
 - ・居住支援法人の支援事業の内容拡充、活動促進、財政支援強化、居住支援機構の活動支援
- ②特別養護老人ホームの入所基準「原則要介護3以上」とともに、特例入所制度の周知による、要介護2以下の入所可能性についても市民に周知することが必要です。（政府は昨年8月に、特例入所の取り扱いについて都道府県に通知しました「特別養護老人ホームの入所申請に当たっては、23年8月の国通知を踏まえ、要介護認定が2以下であっても、申請者の状態像や希望を踏まえ、申請を受理し、介護サービスの必要性に基づき対応すること」）

申し入れの6 認定申請の省略化、チェックリストによる誘導について

第9期においては、「介護予防の強化」が課題として重要視されています。その際注意すべきは、規制改革会議等で課題として挙げられている、新規認定申請に当たって、「認定作業の迅速化」を理由とした、要介護認定申請時のチェックリストのみによる要介護認定申請の省略等を行わないこと。とりわけ、新規認定申請の受理に当たっては、正確な要介護状態の把握・支援のため、要介護認定申請の受け付け・認定審査を行うことが必要です。

2024年度政策・制度要求に関する要請行動〈25.6.5段階〉

1. 地方自治体要請状況

北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、栃木、茨城、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、新潟、石川、福井、京都、和歌山、大阪、兵庫、鳥取、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 要請の形態

(1) 退職者連合単独

北海道、秋田、山形、宮城、栃木、茨城、神奈川、長野、静岡、三重、新潟、石川、京都、大阪、兵庫、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎

(2) 連合と共同要請

青森、岩手、東京、愛知、岐阜、福井、鳥取、山口、香川、徳島、鹿児島、沖縄

3. 市区町村への要請

北海道＝札幌市、石狩市、旭川市、函館市、留萌市、士別市、帯広市、苫小牧市、網走市

青森＝青森市、八戸市、弘前市、五所川原市、むつ市、つがる市

宮城＝仙台市、富谷市、塩釜市、多賀城市、気仙沼市、石巻市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、岩沼市、角田市、名取市、白石市、美里町、加美町、松島町、色麻町

山形＝新庄市、寒河江市、戸沢村

栃木＝大田原市、那須塩原市、矢板市、那須町

茨城＝水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、堺町、利根町、東海村、美浦村

東京＝全市区町村（それぞれの実態に合わせて、ブロック及び地区協と共同で）

神奈川＝横浜市、川崎市、相模原市

新潟＝長岡市、見附市、柏崎市、十日町市、津南町、刈羽村

静岡＝静岡市、磐田市、牧之原市

愛知＝名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、飛島村、豊根村

岐阜＝岐阜市、各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町、神戸町、揖斐川町、垂井町、池田町、大垣市、関市、美濃市、可児市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡町村会、東白川村、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、富加町、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、高山市、下呂市、飛騨市

三重＝四日市市、津市、松阪市、名張市、伊賀市、伊勢市、熊野市、御浜町、紀宝町

石川＝金沢市、小松市、七尾市

京都＝京都市

和歌山＝和歌山市

大阪＝大阪市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、東大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、松原市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、阪南市、田尻町、岬町

鳥取＝鳥取市、倉吉市、米子市、境港市

山口＝山口市、周南市、下関市、宇部市、岩国市

香川＝高松市、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、宇多津町、綾川町、多度津町、琴平町、まんのう町

徳島＝吉野川市、阿南市、三好市、美馬市、徳島市、阿波市、小松島市、東みよし町、海陽町、牟岐町、美波町、那賀町、石井町、つるぎ町、神山町、上勝町、勝浦町、佐那河内村

愛媛＝松山市、四国中央市、新居浜市、宇和島市、今治市、西条市

高知＝安芸市、土佐市、香美市、大豊町、本山町、土佐町、大川村

福岡＝福岡市、北九州市、糸島市、宗像市、古賀市、福津市、久留米市、大牟田市、八女市、筑後市、柳川市、小郡市、みやま市、直方市、宮若市、行橋市、豊前市、田川市、広川町、大木町、荳田町

佐賀＝佐賀市、鳥栖市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、神埼市、嬉野市、

多久市、小城市、吉野ヶ里町、みやき町、基山町、玄海町、白石町、江北町、太良町、有田町、上峰町、大町町

長崎=長崎市、佐世保市、諫早市

宮崎=宮崎市、都城市、日南市、小林市、西都市、えびの市、延岡市、日向市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島=鹿児島市、垂水市、始良市、霧島市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、日置市、いちき串木野市、志布志市、薩摩川内市、阿久根市、出水市、奄美市

4. 要請内容

(1) 当該都道府県に係る政策・制度課題のみ

北海道、岩手、神奈川、長野、愛知、三重、大阪、山口、熊本、大分

(2) 退職者連合2024年度政策・制度要求と共通した項目

栃木、茨城、福井、徳島、沖縄

(3) 退職者連合の要求プラス当該都道府県の課題

青森、秋田、山形、宮城、東京、静岡、岐阜、新潟、石川、京都、兵庫、鳥取、香川、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島

5. 議員要請

(1) 国会議員

北海道=勝部賢志・徳永エリ・道下大樹・松木謙公・荒井ゆたか・大槻紅葉・池田真紀（立憲）

岩手=連合岩手推薦議員団

栃木=福田昭夫（立憲）

茨城=青山大人・小沼巧（立憲）、浅野哲（国民）、堂込麻紀子・福島伸享・中村勇太（無所属）

神奈川=国民民主党県支部連合会

愛知=重徳和彦（立憲）、古川元久（国民）

(2) 地方議員

北海道 旭川市=市議（9人）、石狩市=市議（1人）

青森 県議=大澤祥宏（無所属） 青森市=藤田誠・蛭名和子・奈良祥孝（立憲）
弘前市=成田大介（立憲） むつ市=杉浦弘樹（立憲）

山形 県議=高橋啓介（立憲）

宮城 県議=遊佐みゆき・佐々木奈津江・熊谷義彦（立憲）

仙台市=沼沢しんや・樋口のり子（立憲） 気仙沼市=村上進・小野寺俊朗（無所属） 登米市=須藤幸喜（立憲）、沼倉利光（無所属） 栗原市=

佐藤悟・高橋勝男（立憲）

茨城＝齋藤英彰・高安博明・二川英俊・大足光司（国民）、設楽詠美子・玉造順一（立憲）

東京 都議＝都民ファーストの会、公明党、立憲民主党、ミライ会議
市区町村＝推薦・支援議員所属会派

神奈川 横浜市＝小粥康弘、二井くみよ

長野 県議＝連合長野推薦会派

静岡 県議＝佐野愛子（ふじのくに県民クラブ）

愛知 県議＝新生あいち

岐阜 県議＝伊藤正博（国民）ほか連合岐阜推薦議員

新潟 県議＝樋口秀敏

兵庫 県議＝上野幹事長・迎山政調会長・小西政調副会長（ひょうご県民連合）

鳥取 県議会＝会派民主

山口 連合山口推薦議員

徳島 連合徳島推薦議員ネットワーク
県議＝長池文武・東条恭子・竹内義了・仁木 啓人（新しい県政を創る会／立憲・国民） 阿南市＝橋本幸子・福谷美樹夫・藤本圭（市民クラブ／立憲）

愛媛 県議＝石川 稔（リベラル愛媛）
今治市＝山岡健一（権輿会） 松山市＝大亀泰彦（フロンティアまつやま）

長崎 県議＝中村泰輔・白川鮎美（国民）

熊本 県議＝立憲民主党県議団

宮崎 県議＝岩切達哉・松本哲也・山内加奈子・永山敏郎（立憲）
宮崎市＝中川義行・徳重淳一・黒田奈々（立憲）、黒木通哲（国民）、松田浩一（社民） 延岡市＝長友幸子・宮田博徳（立憲）、甲斐行雄・早瀬賢一・吉本靖・前田遼・小御門綾（国民） 都城市＝筒井紀夫・波多野徳寿（立憲）
日向市＝黒木雅由（立憲）、三輪邦彦（無所属） 日南市＝川口和也・北山美幸（立憲） 小林市＝竹内龍一郎（立憲） 門川町＝岩佐祐一（国民）、森川春夫（無所属） 三股町＝指宿秋廣（立憲） 高鍋町＝田中義基（無所属）

鹿児島 日置市議＝坂口洋之（社民）、いちき串木野市議＝吉留良三（社民）

2025年5月14日 現在

県要請	36	
市区町村への要請	433	
国会議員への要請	18	
地方議員への要請	97	
総数	584	以上

2024年度 政策・制度の特徴的な取り組み事例の紹介

基本的には、社会保障政策・制度の年度要求を中心に要請し、各地域の課題を取り入れていることから、特徴的なものを挙げました。

2025年3月31日現在

地方退連	要 求 事 項	回 答
北海道	高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた「概要調査」については、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の趣旨を踏まえ、「概要調査に反対する」姿勢を国に対して表明すること。	文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明にあたっては、報告書が取りまとめられ、必要な国の手続きが経られた後に、道議会での議論はもとより、さまざまな機会を通じて把握した道民の皆様のご意見なども踏まえ、適切に対応する考えです。
岩 手	フードバンクを福祉分野の施策としてのみ捉えず、災害時における食糧支援システムとしての活用などの観点から災害対策として積極的に位置づけ、庁内横断的な施策の推進および関連団体との連携強化により啓発活動や普及・促進に取り組むこと。	県では、岩手県食品ロス削減推進計画に基づき、引き続き、関係部局が連携しながら適切な情報共有や関連事業の連絡調整を行うとともに、多様な関係者と連携し食品ロス削減を推進していきます。 なお、国が令和6年5月に設置した「食品寄付等に関する官民協議会」では、フードバンクや災害時の食糧支援等を含めた食品寄附等のあり方について議論が進められており、知事が全国知事会農林商工常任委員長として参画しています。こうした国の動向も踏まえ、取組を進めていきます。
秋 田	23年度のクマの目撃件数は3,678件、人身被害は62件70人、食害農業被害は、1億5,500万円で過去最多となっている。クマと共存できる地域社会を目指すこと。	ツキノワグマとの共存の実現に向け、ゾーニング管理による人とクマの棲み分けを図るとともに、農地への電気柵設置、誘引木伐採などの被害防止対策、出合い頭の事故を防ぐための県民に向けた注意喚起、人命の安全確保等のためにやむを得ない場合の捕獲等の施策を市町村と連携して総合的に進めてまいります。

茨城	原子力災害対策について	・ A L P S 処理水の海洋放出に係る風評被害対策及び風評被害発生時の東京電力への確実な賠償実施の指導、支援対策の追加や見直しの実施 ・ 国の原子力研究開発における県内の原子力関係施設の位置づけの明確化 ・ 東海第二発電所の使用済燃料の早期搬出に向けた取組
神奈川	特別養護老人ホームへの入所指針については、老々介護や困窮度など日常生活の困難性を吟味し「要介護3以下」も入所ができるようにすること。	要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方（「特例入所の要件」のいずれかに該当する方）は入所申込をすることができます。 〈横浜市〉
長野	働く女性の賃金・待遇の不平等や固定的性別役割分担意識の解消に向け、経営者に対し意識改善の取り組みを図られたい。	職業生活における女性の活躍推進に向け、昨年9月に「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足させ、県内企業・法人、自治体のリーダーが集い、女性が自分らしく働ける環境づくりに向けた意識改革、行動変容に取り組んでいます。共育でができる働き方が当たり前の社会となるよう、経営者等の意識改革を促す企業向けセミナーや奨励金等により男性の育児休業取得を促進する企業支援等を実施している。
三重	「フードバンク」と「こども食堂」の県内の設置状況をどのように把握し、その支援策についてどう考えているのか伺いたい。	毎年、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえの全国調査に合わせて、各市町や三重子ども食堂ネットワークなどに協力いただき、子ども食堂の設置状況を確認しています。食品提供事業者とフードバンク活動団体等をマッチングし、未利用食品の有効活用を図る「三重県食品提供システム(みえ〜る)」を令和3年7月から運用しています。
新潟	「身寄りなし支援ガイドライン策定」、「相談窓口にコーディネート配置」、「見守り・葬儀・家財処分などのサービスの提供」等、先駆的に行っている自治体の取り組みを周知して、市町村の具体策を支援すること。	国においては、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に引き合い、安心して歳を重ねることができている社会をつくっていくために包括的な相談、調整窓口の整備や総合的な支援パッケージを提供する取り組みを市町村においてモデル的に実施をしている。その中で、課題の検証を行うこととしており、こうした国の動きを注視しながら全国の市町村における事例等の収集や周知に努めていく。

福井	高齢者を中心にカード本位の諸制度に高い壁を感じる方や、マイナ保険証の利点、取得していない場合の対応などに十分理解していない方も少なくない中、引き続き周知の取り組みをお願いしたい。	県の広報番組や新聞広告、公式SNSなどの広報媒体を通じた周知啓発を行っているほか、病院でのチラシ配布など県民への直接のPR活動も実施してきた。国が責任をもって対応する課題と認識しているが、県・市町や協会けんぽ、健康保険組合等の被用者保険も参加する保険者協議会において、マイナ保険証や資格確認書などの周知について情報共有し、今後引き続きそれぞれの立場で周知を行っていくこととしている。	平成29年度より、府内の子ども食堂を開設する団体に対して、開設・運営費の支援を実施しており、令和6年度は80か所から申請があったところですが、物価高騰の影響等により、子ども食堂の運営は厳しい状況にあるため、今後も開設・運営費支援を継続してまいります。
京都	「フードバンク」と「こども食堂」の設置状況について市町村ごとに調査し、行政として財政的運営支援を行うことを要請します。	認知症カフェを開設し、認知症の人の介護者の負担軽減を図る取り組みを進めている。令和8年度末までに府内全市町村に設置する目標に対して、令和5年度末現在、府内40市町において476のカフェが設置されている。	認知症カフェを開設し、認知症の人の介護者の負担軽減を図る取り組みを進めている。令和8年度末までに府内全市町村に設置する目標に対して、令和5年度末現在、府内40市町において476のカフェが設置されている。
大阪	複合的な相談内容に対する総合的相談窓口を設置し、「介護と生活支援」「育児と介護」「ヤングケアラー支援」など、迅速な解決型の相談対応を行うこと。	「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいる。ヤングケアラー支援は、副市長をリーダーとするプロジェクトチームを立ち上げ、実態調査を行い、全庁的な支援のあり方・対策の方向性を検討している。〈大阪市〉 令和4年度から身近な公共施設等を活用した総合的相談窓口として全14小学校区に「ささえあいステーション」を設置している。〈箕面市〉	「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいる。ヤングケアラー支援は、副市長をリーダーとするプロジェクトチームを立ち上げ、実態調査を行い、全庁的な支援のあり方・対策の方向性を検討している。〈大阪市〉 令和4年度から身近な公共施設等を活用した総合的相談窓口として全14小学校区に「ささえあいステーション」を設置している。〈箕面市〉
	移動手段を制限された高齢者など投票困難者への投票環境の整備に取り組みむこと。	平日には期日前投票所である町役場を経由して福祉ふれあいバスが運行されていることに加え、投票期日前日の土曜日にも臨時運行を行っていることから、自立して乗降ができる方や介助者により乗降可能な方は、当該バスを利用した期日前投票が可能となっています。〈島本町〉	平日には期日前投票所である町役場を経由して福祉ふれあいバスが運行されていることに加え、投票期日前日の土曜日にも臨時運行を行っていることから、自立して乗降ができる方や介助者により乗降可能な方は、当該バスを利用した期日前投票が可能となっています。〈島本町〉

鳥 取	高齢者をはじめ移動困難者に対する移動手段を確保すること。高齢化に伴う運転免許証の返納者が減少傾向となつていくこととの原因と背景を実態調査して高齢化と過疎化が急速に進む地域での移動手段を確保すること。	令和5年11月補正予算で制度を改編・予算措置し、バス・タクシー事業者と住民ドライバーの協働型の交通システム構築や住民共助型の共助運送など、住民・地域・行政の共創によるコミュニティ・ドライヴ・シェアの推進を支援する制度を創設した。
香 川	永遠に残る化学物質と言われ有害性が指摘されているPFAS（有機フッ素化合物）について健康被害を回避する対策を進めること。	1万種類以上の物質があるPFASの中でも、PFOSとPFOAの2つの物質については、泡消火剤、金属メッキ処理剤などに主として使用されてきましたが、これらには有害性があるほか、分解しにくい、水に溶けやすい、常温では蒸発しないなどの性質があり、一旦環境中に放出されると、長期にわたって残留すると考えられており、我が国では、既に製造・輸入等が禁止されています。 しかしながら、人の健康への影響については、現時点ではいまだ確定的な知見がないため、国において様々な検討が進められています。県としては、現在、その動向を注視しながら、県内の公共用水域での状況の把握にも努めているところです。
福 岡	「第5次福岡県男女共同参画基本計画」を推進すること。 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。 女性の就業支援を強化すること。	県では、様々な政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めており、令和5年度における女性委員の割合は42.3%となっています。 市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けた取組を行っており、令和5年度の市町村における女性委員の割合は34.7%で、全国1位となっています。 県内4か所に設置している「ママと女性の就業支援センター」（令和6年4月に「子育て女性就職支援センター」から改称）においてご本人の経歴やスキルを丁寧に取り上げ、ご希望にあった就職のあっせんを行っております。

佐賀	技能実習生について、受け入れられる事業所は介護サービス情報の公表制度にもとづき公表すること。また、指導や改善命令に従わないなど、問題があると判断された場合は、事業者指定の取り消しを含めて厳正に対応すること。なお、当該事業所で実習を行っていた技能実習生の継続的な実習機会を確保すること。 在留資格「特定技能1号」の受け入れ事業所について、労働法令違反など不正が発覚した場合、介護保険法において事業者指定の取り消しなども含めて厳正に対応すること。なお、当該事業者に雇用されていた者の継続的な就労機会を確保すること。	外国人も含め職員の処遇については、労働関係法令等を遵守し、各事業所において適切に定められるべきものと考えています。労使関係に於いての相談が寄せられた場合は、労働関係又は人権関係機関等と連携しながら、適切に対応していきます。
長崎	2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は、次期改定を待たず速やかに復元するよう、国へ働きかけること。 介護職の魅力向上のための情報発信	全体がプラス改定となる中で、訪問介護についてはマイナス改定となっており、事業所の経営に少なからず影響があるものと考えております。県としては、全国知事会を代表して委員となっている社会保障審議会等において、国に対し、適切な介護報酬の設定を要望してまいります。 県が認定した若手介護職員「介護のしごと魅力伝道師」による講話、中高生に対する魅力を発信するパンフレットの配布、SNS等での発信、仕事体験イベント「キッズケアながさき」の開催など。

大 分	全産業の平均を大きく下回る介護労働者の賃金を改善するため、正社員や正規職員はもとより、パートタイム・アルバイト・時給職員等も含めた介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。 あわせて、事業主に対しては、賃金支払いに関する執行状況の報告を求める取り組みを促進すること。さらには、対象職員の賃金ガイドラインの策定等、処遇改善に関わる対策を加速させること。	令和6年度介護報酬改定では、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」等を一本化し、パートタイムを含めたすべての介護職員のみなならず、介護職以外の職員も対象とすることができると新たな処遇改善加算が創設されました。県では、専門員2名が加算制度の説明や取得方法について個別に助言を行うなど、各事業所の加算取得の支援に力を入れており、令和6年11月時点の取得率は94.8%となっています。 引き続き、加算の未取得事業所に対して働きかけていくとともに、職員の賃金改善が確実に図られるよう、事業主に対し毎年度提出を求めている処遇改善計画書及び実績報告書のチェックや、定期監査での賃金支払状況等の確認・指導を徹底してまいります。
宮 崎	介護保険制度について、「認定作業の迅速化」を理由とした、要介護認定の省略化、チェックリストによる「総合事業」への誘導を行わないこと。	要介護（要支援も含む）認定については、保険者である市町村が主体となり実施しているところですが、県では、認定調査員、認定審査会委員及び主治医に対して研修を実施し、要介護認定の適正な実施に取り組んでいるところです。 基本チェックリストは、利用者本人の状況やサービスの利用の意向を踏まえて、日常生活に必要な機能が低下していないかどうかを確認し、一定の項目に該当する利用者は、総合事業の対象者として、介護予防及び生活支援のサービスに繋げるためのツールであり、要介護認定申請とは別の事務手続となっています。
鹿児島	認知症の人による交通事故等の防止施策、家族に過重な損害賠償責任を負わせないための公費による保険加入を整えること。	認知症の人による交通事故等の防止施策や家族に過重な損害賠償責任を負わせないための公費による保険制度については、認知症施策を進める中で必要性について検討してまいります。 〈志布志市〉

以上

2025年通常国会に向けた要求

2025. 2. 12

能登半島の地震と豪雨災害で亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、政府や関係機関には、被災者支援に向けて万全の対応を求めます。

衆議院選挙では、裏金問題など「政治とカネ」が大きな争点となりました。政治不信の払拭に向けて、抜本的な改革を求めます。また、財政検証に基づく働き方に中立的な安心できる年金制度の改正、選択的夫婦別姓の早急な実現を求めます。

ノーベル平和賞が日本被団協に授与されました。核兵器禁止条約への署名・批准の手続きを進めつつ、3月に開催される締約国会議へのオブザーバー参加を求めます。

日本退職者連合は、『2024年度政策・制度要求』の中から第217回通常国会に向けた要求を取りまとめましたので、要求実現に向けた取り組みを要請いたします。

1. 財政と金融の健全化

- (1) 当初予算案の完成度を高め、補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示すること。また、国会審議の検証を受けない巨額の予備費計上と基金への繰り出しをしないこと。
- (2) 予算編成にあたっては社会保障の充実を第一義とし、年金、医療、福祉など費目ごとの必要額を精査して財源措置を講じること。安全保障政策は専守防衛を堅持し、防衛費はGDP比で従来の水準を超えないようにし、社会保障財源からの振替を生じさせないこと。
- (3) 日銀は、官製相場を指摘される過大な上場投資信託（ETF）や不動産投資信託（REIT）などリスク資産の買い入れと、歯止めの無い国債購入をやめ、異次元緩和政策からの転換を進めること。

2. 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大

- (1) ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」や偽装請負契約の実態を調査し、全ての就労者を保護する法制を整備すること。
- (2) 希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。
- (3) あらゆるハラスメントを根絶するため、関係指針の実効ある運用を促進すること。
- (4) 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。

3. 社会保障機能強化のための改革とその財源の確保

社会保障諸制度の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため、基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。制度改革とその財源確保を円滑に進めるために、納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

4. 年金保険制度の維持・改善

(1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに、将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保することを重視して、退職者連合との誠実な協議を求める。

国庫負担割合を引き上げるため、資産課税の強化など財源を確保した上で、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外すことを含め広い視点で検討すること。

(2) 短時間労働者等の被用者年金保険加入拡大

短時間労働者等の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。

(3) 基礎年金保険料拠出期間延長

国庫負担が1／2を下回らないように、必要な財源を確保して、基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

5. 地域包括ケアネットワークの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

(2) サービス提供体制の整備

まちづくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

(3) 地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・幼児教育・保育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること、そのための財

政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら職員の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

6. 医療制度について

(1) 医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担率に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

(2) 現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(3) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。また、「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進すること。

(4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

(5) 感染症対策と公衆衛生

①今後の感染症に備えるため、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。その結果に基づいて中長期展望をもった体制整備をはかること。

②感染状況や対策の情報を適時、的確に提供すること。

③公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。

④感染拡大を防ぐため、検査体制の充実や安全性を確認したワクチンの速やかな接種をはじめ、万全の対策を尽くすこと。

(6) 入院時の食費の基準見直し

入院時の食費の基準見直しは、くらしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

7. 介護保険制度について

(1) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。

(2) 介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための処遇改善を実施すること。

(3) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト（休養）保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。利用者・家族と介護者双方によるハラスメント防止に努めること。

(4) 介護保険制度の応能負担

①介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

②医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担は原則1割を維持すること。2・3割負担の所得基準は当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、受給者が利用断念に陥ることのないよう、本人・家族に対する十分な説明と合意を得ること。

③自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(5) 介護労働者の処遇改善

①一部サービスにおける人員配置基準切り下げを行わないこと。

②2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。

③処遇改善加算を引き続き改善するとともに、対象サービスを拡大すること。

8. 子ども子育て政策の社会化

(1) 子どもの暮らしと育ちを支える施策を社会化し、体系的に整備・推進すること。財源が用意できないため実施できないという事態を招かないため、税や財政全体の見直しなど幅広い財源確保について市民・事業主など関係者と率直に協議し、合意を得て十分かつ速やかに確保すること。

(2) 保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。

9. 生活を直撃する物価高騰対策

物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。加えて、健康で文化的な生活を保障するための育 児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

10. 温暖化防止・気候変動対策について

- (1) 政府の国際公約「2050年カーボンニュートラル宣言」(2020年)を達成するため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。
- (2) 温暖化ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備をはかること。また、産業・市民生活の全領域で省エネ化とCO₂排出削減を進めるため、技術開発を含めた支援施策・情報提供を実施すること。

11. 税制について

(1) 個人所得税

所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間、金融所得の税率を引き上げること。

(2) 法人税

- ①国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ②デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

(3) 消費税

消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

(4) 国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取引税（F T T）の導入について検討すること。

12. デジタル化政策について

(1) デジタル化関連法

内容が未熟なまま成立したデジタル化一括法は、個人情報保護の形骸化、地方自治の形骸化など多くの懸念要素を含んでいることに加え、高齢者等の

利活用基盤が欠如している。DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する先進諸国の事例を参考に、慎重な運用を行うこと。

（2）マイナンバーカード

マイナンバーカードの取得は本人の選択に基づくという原則を遵守し、マイナンバーカードへの置き換えを強制しないこと。マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させること。

13. ジェンダー平等について

（1）非正規雇用の待遇改善

女性は非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっている。同一価値労働同一賃金の徹底などにより待遇改善と正規雇用化そして経済的支援などの対応をはかること。

（2）女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること。

①DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約の批准を進めること。

②一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を直ちに実現すること。

（3）「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。

14. 「改正食料・農業・農村基本法」について

安心・安全で安定的な食料を確保（食料安全保障の確立）するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤である地域農業の活性化を図ること。

<資料3>

第217回通常国会

政策・制度要求実現2・13院内集会

<次 第>

(司 会) 増田 喜三郎 副会長

1. 開 会

2. 主催者あいさつ 人見 一夫 会 長

3. 連帯あいさつ

(1) 連 合 北野 眞一 副事務局長

(2) 政党関係

立憲民主党

野田 佳彦 代表

国民民主党

古川 元久 代表代行

社会民主党

福島 みずほ 党首

4. 第217回通常国会における予定法案（社会保障分野）について
連合総合政策推進局長 佐保 昌一 総合局長

5. 今後の取り組みについて 野田 那智子 事務局長

6. 集会アピール 岩崎 長久 副事務局長

7. 閉 会

団結がんばろう 三唱 人見 一夫 会 長

政策・制度要求 実現 2・13院内集会アピール

今年は戦後80年、日韓基本条約60年、男女雇用機会均等法40年、阪神・淡路大震災から30年の節目です。昨年の衆議院選挙では政治資金問題が争点となり、自・公は過半数を割り、立憲民主党と国民民主党が議席を大幅に増やしました。臨時国会の終盤から政治倫理審査会で「裏金議員」による弁明が始まり、政策活動費の廃止と政治資金をチェックする第三者機関を設置する法改正が成立しました。引き続き実態解明を迫り、説明責任を果たせない議員に退場を求め、企業・団体献金の禁止を早期に実現させなければなりません。

2025年度一般会計予算案は、税収の12.7%増を見込むものの国債を28.6兆円発行して総額が2.6%増の115.5兆円で、国債残高は1,105兆円に達します。社会保障費が1.5%増の38.3兆円に対して、防衛費は9.5%増の8.7兆円で、文教科学費の1.5倍超となっています。円安や労働力不足などを背景とする物価高が生活を直撃しています。実質賃金は3年連続でマイナスとなり、マクロ経済スライド調整によって年金額が抑制され、高齢者の生活は厳しさを増しています。少子・高齢化、人口減少が進行し、負担と給付の見直しなどの検討が求められますが、退職者連合は高齢者の生活と権利を守り、年金・医療・介護・子育て支援など持続可能な社会を追求し、軍拡増税に反対します。

通常国会では、被用者保険の適用拡大を柱とする年金制度改革、「壁」をめぐる税制改革、GDP比2%の防衛費調達、原発回帰のエネルギー基本計画など、与野党に本格的な熟議が求められています。政府は、敵基地攻撃能力の保有や武器の輸出を促進しようとしています。国民的議論もなく禁止原則のなし崩しは許せません。沖縄の離島への自衛隊の拡大強化、完成の見通しのない辺野古新基地建設の強行も看過できません。昨年末に健康保険証の新規発行が停止されましたが、マイナ保険証への不安が払拭されるまで、現行保険証の存続を求めます。ジェンダー平等の推進、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准、選択的夫婦別姓の早急な導入を求めます。

ノーベル平和賞が日本被団協に贈られましたが、ロシアのウクライナへの侵攻は長期化し、イスラエルとハマスが停戦したものの紛争は中東全体に拡散しています。私たちは、日本政府に非核三原則の遵守と核兵器禁止条約への署名・批准を求めてきました。日本国憲法の恒久平和の理念を具現化すべく、交戦当事国や勢力に即時停戦の働きかけを要請します。

私たち退職者連合は、基本的人権の尊重・平和主義・立憲主義・民主主義の確立を求め、本日、「政策・制度要求実現 院内集会」を開催し、2025年通常国会に向けた取り組みを確認しました。集会終了後、厚労省要請、各政党へ協力要請を行います。現役の春闘交渉にエールを送るとともに、来る7月の参議院選挙で連合推薦候補の必勝に向けて、現・退一致の取り組みを進め、政権交代をめざします。

2025年2月13日

日本退職者連合

政策・制度要求実現2・13院内集会

<資料4>

退連発第24-046号
2024年11月21日

産別・関連退連 各位
地方退連 各位

日本退職者連合
会 長 人見 一夫

「選択的夫婦別姓の早期実現を求める」団体署名について

日頃より退職者連合の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、第2回幹事会（2024年11月20日開催）で確認いただきました「選択的夫婦別姓の早期実現を求める」団体署名について、別紙の通り、取り組み方法を連絡しますので、貴組織内での取り組みを要請します。

年末のお忙しいころとなりますが、ご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

<連絡先>

日本退職者連合 野田、大内
Tel 03-5295-0507

- <添付>
- ①団体署名を進めるにあたって
 - ②署名の例（見本）
 - ③署名用紙（内閣府特命大臣あて）→ 原本を集約
 - ④署名集計用紙（エクセルシート）→ データで集約
 - ⑤付属資料

法 務 大 臣 様

選択的夫婦別姓の早期実現を求める

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。現実には結婚により9割の女性が男性の氏に改姓していることから、改姓による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失などが生じています。

1991年から法制審議会において、婚姻制度の見直しが審議され「選択的夫婦別姓」の導入が提言されました。これを受け法務省は1996年及び2010年に改正法案を準備しましたが、「国民各層に様々な意見がある」ことから、国会へ提出するに至りませんでした。

政府は、「第5次男女共同参画基本方針」（2020年12月閣議決定）において、夫婦の姓に関する具体的な制度のあり方に関し、「国民各層の意見や国会における議論の動向に注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」と記載しています。

家制度に由来する戸籍制度が日本社会に根付いていることから、通称使用を法制化する動きもあります。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでは旧姓併記が可能ですが、通称使用は日本独自の制度であるため、外務省はパスポートへの旧姓併記に関し、「国際規格に準拠しない例外的な措置である」としており、旧姓の通称使用には限界があります。

改正法案要綱がまとまっていたにもかかわらず、法制審議会の1996年の答申はたなざらしにされたままです。

職業活動上の不利益、旧姓併記に対応したシステム変更に伴うコスト負担などから、経済界からも「選択的夫婦別姓の早期導入に対する要望」が提言されています。

一人ひとりが尊重され、性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期に実現することを求めます。

組織名 _____ 代表者名 _____ 印 _____

住 所 _____

内閣府特命担当大臣 様

選択的夫婦別姓の早期実現を求める

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。現実には結婚により9割の女性が男性の氏に改姓していることから、改姓による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失などが生じています。

1991年から法制審議会において、婚姻制度の見直しが審議され「選択的夫婦別姓」の導入が提言されました。これを受け法務省は1996年及び2010年に改正法案を準備しましたが、「国民各層に様々な意見がある」ことから、国会へ提出するに至りませんでした。

政府は、「第5次男女共同参画基本方針」（2020年12月閣議決定）において、夫婦の姓に関する具体的な制度のあり方に関し、「国民各層の意見や国会における議論の動向に注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」と記載しています。

家制度に由来する戸籍制度が日本社会に根付いていることから、通称使用を法制化する動きもあります。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでは旧姓併記が可能です。通称使用は日本独自の制度であるため、外務省はパスポートへの旧姓併記に関し、「国際規格に準拠しない例外的な措置である」としており、旧姓の通称使用には限界があります。

改正法案要綱がまとまっていたにもかかわらず、法制審議会の1996年の答申はたなざらしにされたままです。

職業活動上の不利益、旧姓併記に対応したシステム変更に伴うコスト負担などから、経済界からも「選択的夫婦別姓の早期導入に対する要望」が提言されています。

一人ひとりが尊重され、性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期に実現することを求めます。

組織名	代表者名	印
住 所		

《選択的夫婦別姓 付属資料》

1. 経過について

現在、民法と戸籍法では、夫婦は婚姻時にいずれかの姓を改めなければならないという夫婦同姓制度が採用されています。夫婦のどちらかが改姓してもいいのですが、実際的には圧倒的に女性が改姓することが多く、これが男女の差別につながり、憲法が定める「法の下での平等」(14条)や「婚姻の自由」(24条)に違反するのではないかという議論が続いてきました。

夫婦が同じ氏を名乗るという慣行が定着したのは1898年の明治民法で、夫婦は同じ氏を称するという制度が採用されました。それから130年経過しましたが、選択的夫婦別姓制度導入は、国連の女性差別撤廃委員会の再三の勧告にも拘わらずいまだに実現していません。

日本と同じく夫婦同氏制を採用していたドイツは、1993年に民法の改正を行い、選択的夫婦別姓を導入し、2005年にタイ、2013年にオーストラリアとスイスが導入しました。

2. 国内の状況について

2024年2月13日、経団連の十倉雅和会長が選択的夫婦別姓制度について「一丁目一番地としてぜひ進めてほしい」と政府に要請しました。国際的なビジネスの場で通用せず、弊害がでていることを理由にあげています。経団連が公式の会議で選択的夫婦別姓の導入を求めたのは初めてです。経済発展や幸せな生き方にも拘わり進める意義があり、実現に向けて政府に求めていくとしています。

反対意見として、「家族の絆が壊れる」「子どもが可哀そう」などの声が聞こえますが、同姓でも別姓でも選べる選択的な制度であり、全ての夫婦が別々の氏を名乗らなければならないわけではありません。夫婦が同じ氏を名乗りたい場合は同じ氏を名乗り、別々の氏を名乗ることもできるようにしようという制度です。

3. 国連女性差別撤廃委員会からの勧告について

2024年10月、国連の女性差別対面審査が8年振りに開かれ、日本政府からは内閣府男女共同参画局長と府省から約40人が参加しました。

その結果、議長から4度目の勧告があり実施を強く求められましたが、法務省は「世論調査でも国民の意見が分かれている。家族の在り方に関することから、より幅広く理解を得る必要がある。議論が深まるよう取り組んでいる」と回答しました。

選択的夫婦別姓早期実現に向けて地方議会に意見書を提出しているのは、10月現在で348自治体にのぼります。

以上

<資料5>

退連発第24-097号
2025年5月15日

産別・関連退連 各位
地方退職者連合 各位

日本退職者連合
会 長 人見 一夫

「核兵器廃絶1000万署名」の取り組みについて

日頃のご活躍に心より敬意を表します。

さて、第5回幹事会（5月14日）において、連合が取り組んでいる2026年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた「核兵器廃絶1000万署名」の取り組みを確認しましたので、下記の内容で各組織における取り組みをよろしく願います。

なお、前回（2020年NPT再検討会議に向けた署名）は、退職者連合として約40万筆でした。今回は署名用紙とオンラインによる署名の二通りとなり、100万筆超（会員数×2以上）を目標として進めていきますのでご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

<連絡先>

日本退職者連合 野田、宇田川、岩崎、大内
TEL 03-5295-0507 Mail ntr@sv.rengo-net.or.jp

記

1. 取り組み期間 2025年5月～2026年3月
2. 署名方法
オンライン（PC、スマートフォン）または署名用紙による署名。
3. 具体的な取り組み
添付資料をもとに会員・家族等への周知を図り、署名要請をしてください。

- <添付>
1. 「核兵器廃絶1000万署名」の取り組みについて
 2. 署名用紙データ（20名および5名連記の2種類）
 3. オンライン署名方法について（別紙）
 4. 署名者数報告用紙（エクセルシート）
 5. 連合関係資料

以 上

「核兵器廃絶1000万署名」の取り組みについて

1. 署名の目的

2026年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、核兵器廃絶に向けた内外の世論を高めるため、「原水禁」・「KAKKIN」・「連合」が連携して取り組む「核兵器廃絶1000万署名」を取り組み、国連ならびに日本政府に対して、核兵器廃絶の要請を行う。

2. 具体的な取り組み

（1）取り組み期間

- 1) 2025年4月～2026年3月
- 2) 集約時期
 - 第1次集約 2025年9月26日（金）
 - 第2次集約 2025年12月19日（金）
 - 最終集約 2026年3月27日（金）

（2）署名方法および集約方法

各組織の状況に応じて、「オンライン署名特設サイト（連合HP）」および「署名用紙を活用した署名」の2通りの方法で取り組みをお願いします。

なお、住所は市区町村までです。

署名対象者は、国籍・年齢・居住場所（日本以外も含む）等関係なく、すべての人が署名可能ですので、会員・家族をはじめ各種イベントや集会等において署名要請行動の取り組みをお願いします。

1) 「オンライン署名特設サイト（連合HP）」による署名

- ①連合ホームページの「核兵器廃絶1000万署名特設サイト」（下記図柄のサイト）をクリック。または下記QRコードをスマートフォンで読み取ると連合特設サイトに移行します。



連合特設サイトに移行するQRコード

- ②上記図柄をクリックすると署名サイトページ（下図）が出ますので、氏名、所属（退職者連合を選択）、住所（郵便番号を入力すると市区町村まで表示されます）を入力して、最下部の「署名する」を押して完了です。1度の操作で1～10名まで署名できます。（別紙「オンライン署名方法」も参照して下さい）

③オンライン署名人数は、連合本部で一括して集約しますので、各組織からの報告は必要ありません。

オンライン署名数の集約は連合本部で、都道府県別および産別単位（調整中）で把握します。

2）署名用紙による署名（20名および5名連記の2種類）

①署名用紙に住所（市区町村まで）、氏名を記入したものを集約してください。署名用紙は、20名および5名連記の2種類ありますがどちらも構いませんので、データから印刷して活用してください。

②署名していただいた用紙は、署名人数の確認後に産別および地方組織において保管をしてください。

③署名人数は、第1次・第2次・最終集約の各時点での人数をエクセル報告用紙によって、退連本部まで報告してください。

3）取り組み単位について

①「構成組織」単位の取り組みを基本とします。（タテ組織）

②地方退連においては、地方直加盟組織および地域への署名要請行動等を基本にお願いします。

（3）広報用ツールについて

1）ポスター・のぼり旗は、連合本部から構成組織および地方連合会に配布してありますので、現役組織と連携して活用してください。

2）オンライン署名サイトへの移行QRコードを各組織の情報誌等に掲載して、オンライン署名呼びかけをしてください。

3）署名用紙は、添付のデータをプリントアウトして活用してください。

以上

2024年10月15日

核兵器廃絶に向けた声明

日本退職者連合
会 長 人見 一夫

1. ノーベル平和賞受賞について

10月11日、ノルウェーのノーベル委員会は、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)にノーベル平和賞を授与すると発表しました。授賞理由は「核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないと証言してきた」としています。

今年はビキニ環礁の水爆実験による第五福竜丸の被爆から70年、来年は広島・長崎の原爆投下から80年となります。しかし、核軍拡をもたらした冷戦の終結から30年以上経過しても核兵器廃絶は見通せず、ウクライナや中東での戦闘拡大が核兵器使用の危機を招来しています。

核兵器禁止条約が2021年に発効し、批准した国・地域は70カ国を越えましたが、核兵器保有国は核軍縮に消極的で、唯一の被爆国である日本政府は締約国会議にオブザーバー参加すらしていません。世界が核兵器の脅威にさらされ、生存する被爆者が少なくなる中で、今回の受賞を核兵器廃絶に踏み出す契機としなければなりません。

2. 核兵器なき世界をめざして

日本退職者連合は結成以来、平和を希求し、核兵器廃絶に向けた署名活動を行い、連合、産別・地方退連から42万9466筆を集め、政府に要請してきました。

今年9月の全国高齢者集会では、国連に核兵器廃絶の署名を届け続けている高校生平和大使から活動報告を受け、その決意を共有しました。

日本政府には、直ちに核兵器禁止条約締約国会議へオブザーバー参加し、非核三原則を遵守して「核抑止」(「核の傘」の考え方)から脱却し、条約への署名・批准を求めます。日本国憲法の理念を具現化すべく、現に交戦している当事国や勢力に対して、即時停戦を強く働きかけ、外交的役割を果たすことを要請します。さらに、すべての核兵器保有国が核軍縮交渉のテーブルにつき、核兵器廃絶の目標を明確にすることを迫るよう求めます。

日本退職者連合は、被爆者団体・原水禁・K A K K I N(核兵器廃絶・平和建設国民会議)・高校生平和大使と連帯し、核兵器廃絶と恒久平和をめざして取り組みを強化していきます。

以 上

＜資料 6＞

全国高龄者集会 次第

開 会

＜オープニング＞

「スコープ三味線」 (宇都宮さふろの会) のみなさん

<式典>

- | | | |
|------------------|----------------------------|-------|
| 1. 主催者代表あいさつ | 退職者連合 会 長 | 人見 一夫 |
| 2. 連合代表あいさつ | 連 合 会長代行 | 松浦 昭彦 |
| 3. 来賓あいさつ | 立憲民主党 代表代行 | 西村智奈美 |
| | 国民民主党 幹事長代行 | 川合 孝典 |
| | 社会民主党 党 首 | 福島みずほ |
| 4. 実行委員会構成組織団体紹介 | 労働者福祉協議会 事務局長 | 南部美智代 |
| | 全国労働金庫協会 副理事長 | 松迫 卓男 |
| | こくみん共済 coop 組織推進部次長 | 井上 弘司 |
| 5. 基調報告 | 事務局長 | 野田那智子 |
| 6. 講 演 | 朝日新聞編集委員 | 高橋 純子 |
| | テ ー マ「どうする・どうなる・これからのメディア」 | |
| 7. 報 告 | 「高校生平和大使のとりくみ」 | |
| | 神奈川県第27代高校生平和大使 | 萩 有彩 |
| 8. 集会アピール | 副事務局長 | 大内 孝子 |
| 9. 団結がんばろう | 会 長 | 人見 一夫 |

閉 会

2024全国高齢者集会 アピール

退職者連合は、7月17日に「第28回定期総会」を開催し、運動方針と政策・制度要求を満場一致で確認・決定した。本日、2024全国高齢者集会を開催し、運動方針の着実な取り組みと政策・制度要求の実現に向け全力で取り組むことを確認した。

誰もが必要な時に必要な支援を受けることのできる社会、地域で安心して暮らし続けられる切れ目のない医療・介護のネットワークをつくることが求められている。

介護労働者の処遇改善加算を引き続き改善することはもとより、一部サービスの人員配置基準切り下げを行わないことを求める。「介護訪問の基本報酬引き下げ」は、3年後の次期改定を待たず、速やかに復元・改善することを強く要請する。

国民の不安が払しょくされないまま一方的にマイナ保険証が導入されている。退職者連合は、政府に対し、マイナンバーカードの取得は本人の申請に基づくものという原則を守ること、また、マイナ保険証への移行は国民の理解を得て進めること、不安が払しょくされるまでは現行の健康保険証を存続することを求めて、中央、地方一体となり要請を行ってきた。安心できる社会保障制度を維持、発展させるために、政策・制度要求を政府に提起していく。

ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナ・ガザ地区攻撃は多くの命を奪っている。ロシアは核兵器の使用も示唆しており、広島、長崎の悲劇を決して繰り返してはならない。核兵器の使用は絶対に認められず、一日も早い停戦を求め、「戦争はNO」の声をあげていこう。

今年、日本のGDPは世界4位に後退した。一方、岸田政権は一昨年末、27年度の防衛費をGDP比2%に倍増させることを決めた。防衛費は11年連続で増額され、日本は軍事大国に仲間入りしつつある。この歴史的増額を認めることは断じてできない。私たちは、日本が再び戦争をする国にならないよう、護憲、平和の取り組みを全力で進める。

総選挙の時期が迫りつつある。解散がいつあってもよいよう、さらに来年の参議院選挙における連合推薦候補者の必勝に向け、退職者連合の総力をあげて勝ち抜こう。

退職者連合は平和と民主主義を守り、核兵器廃絶、ジェンダー平等をめざしていく。だれもが心豊かに、生き生きと安心して暮らせる社会の実現に向けて、ともに取り組もう。

2024年9月5日
2024全国高齢者集会

2024年10月28日

第50回衆議院選挙結果についての談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

1. 「政治とカネ」に対する国民の厳しい審判

10月27日に第50回衆議院選挙の投開票が行われました。自民・公明の与党は計215議席で過半数を割り、立憲民主党は148議席、国民民主党は28議席と大幅に議席を増やしました。政治の流れを変えた会員各位の取り組みに、心より敬意を表します。

特に、「政治とカネ」をめぐる問題で政治不信を招いた自民党は、選挙前の247議席から191議席へと大幅に減らし、公明党も32議席から24議席となりました。この結果は、先の通常国会における政治資金規正法の「ザル改正」を経て退陣した岸田政権を引き継いだ石破総理が、総裁選挙中に述べていた言説を翻して政権発足から戦後最短となる解散により逃げ切りを図ろうとした姿勢に、有権者が賢明な判断を下したものと言えます。選挙戦の終盤に明らかになった自民党の非公認候補者側に対する2,000万円の政党交付金の支給がダメ押しとなりました。

2. 政治への信頼回復と国民生活の安定をめざして

近く召集される特別国会では、改めて総理大臣を選出する指名選挙が行われます。退職者連合は、政治への信頼を取り戻し、国民生活を安定させるため、立憲民主党と国民民主党が軸となって、自公政権に代わる新たな政権を樹立することを求めます。

年明けには通常国会が召集され、来年度予算案が審議されます。裏付けとなる税制改正法案では、防衛費やこども子育て関連の増税が想定されます。また、社会保障審議会年金部会での議論が年末に集約され、年金制度改革法案も提案されることになっています。

来年の夏には、第27回参議院選挙が行われます。今回の衆議院選挙では73人の女性議員が当選しました。退職者連合は、高齢者が安心できる働き方に中立的な社会保障制度を求めてきました。今回の選挙結果をさらに伸ばし、国民生活・社会保障を中心とした政策実現に向けて引き続き取り組みを進めましょう。

以 上

2024年12月24日

第216回臨時国会閉会にあたっての談話

日本退職者連合

事務局長 野田 那智子

1. 財政の原則を無視した2024年度補正予算が成立

12月17日、総額13.9兆円の2024年度補正予算が自民・公明と国民民主・維新などの賛成多数で成立しました。物価高対応として、住民税非課税世帯への3万円給付に4,900億円、電気・ガス料金の時限的な補助再開に1兆3,500億円が組み込まれましたが、半導体産業への支援など複数年度にわたる事業基金に巨費が積みまれ、自衛官の処遇改善や米空母の艦載機移駐の経費など防衛関連8,200億円も含まれています。

本来、補正予算は財政法29条で「特に緊急となった経費の支出」と限定されています。今回の補正は、野党の減額要請を受け入れず、6.7兆円もの国債追加発行を要する昨年以上に規模ありきの編成になっています。10月の衆院選で与党が過半数を割り、立憲民主が求めた能登半島地震の復興に1,000億円を充当する28年ぶりの修正が実現しましたが、年間予算のあり方を根本から見直さなければなりません。

2. 「政治とカネ」をめぐる問題は解決していない

12月24日、第216回臨時国会が閉会しました。終盤になって、衆参の政治倫理審査会で自民の旧安倍・二階派の「裏金議員」による弁明が行われました。また、野党7党が提出した政策活動費の廃止法案は与党やれいわも賛成し、公明・国民民主が提出した政治資金をチェックする第三者機関を国会に設置する法案は自民・立憲・維新などが賛成し、両案とも成立しました。

政倫審の弁明では裏金問題の実情は全く明らかになっていません。引き続き真相解明を迫り、説明責任を果たせない議員には退場を求め、先送りとなった企業・団体献金の禁止法案を早期に成立させなければなりません。

3. 生活重視の政治を実現するために政権交代を

5年に1度の年金制度改革、「壁」をめぐる税制改革、GDP比2%の防衛費調達、原発回帰のエネルギー基本計画など、通常国会では与野党に本格的な熟議が求められています。来年夏の参院選において、連合と連携して生活と社会保障を重視する野党の勝利を実現し、政権交代を達成するため共に奮闘しましょう。

以 上

2025年2月18日

国連女性差別撤廃委員会への提出停止に抗議する談話

日本退職者連合

事務局長 野田那智子

1. 国連女性差別撤廃委員会からの勧告について

昨秋、国連女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約もとづき、日本政府によるジェンダー平等への取り組みを8年ぶりに審査し、改善のための勧告を発出した。

選択的夫婦別姓の導入、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、候補者男女均等法の罰則導入など60項目に及ぶ指摘があり、今回は皇位継承を男系男子に限定している皇室典範の改正を求めた。

皇室典範をめぐっては、2016年の勧告時も、改正を求める言及があり、日本政府の抗議で削除した経過がある。

2. 提出停止の政府対応に抗議する

国連の委員会は「男系の男子のみの皇位継承を認めることは、条約の目的や趣旨に反する」と指摘し、「皇位継承における男女平等を保障するため、他国の事例を参照しながら改正するよう」勧告した。

しかし、政府は「皇位に就く資格は基本的人権に含まれていない」「皇位継承のあり方は国家の基本に関する事項であり、女性差別撤廃条約に照らし、取り上げることは適当でない」と反論し、削除を求めた。1月29日、国連人権高等弁務官事務所に対して、日本が支払っている任意拠出金の対象から女性差別撤廃委員会を除外すると通告したことを発表した。

3. 条約締約国としての役割と責務を求める

日本が女性差別撤廃条約を批准してから40年。国連の第4回世界女性会議(北京女性会議)から30年。今回の政府の対応は、ジェンダー平等に向けて推進しているなかで女性の人権（皇族を含む）を軽視するものである。

政府は国際社会の一員として、提出停止の通告をただちに撤回し、条約締約国としての役割と責務を果たすべきである。

女性差別撤廃委員会への提出停止は極めて遺憾である。退職者連合は、政府に対して強く抗議するとともに、あらゆる差別や偏見をなくし、誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでいく。

以 上

2025年5月20日

年金制度改革法案に対する談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

1. 政治の責任で、持続可能な年金制度に向けた熟議を

5月16日、政府は5年に1度の年金制度改革法案を閣議決定し、本日、衆議院で審議入りしました。当初は3月とされていた法案の提出が、参議院選挙をにらんだ駆け引きによって、与党内の調整が難航して大幅に遅れ、会期末まで一ヶ月となっていることは甚だ遺憾です。

少子高齢化が進行する中、持続可能な年金制度を維持・運営することは、政治の責任です。世代間の利害対立を越えた合意に向けて、国会での熟議を求めます。

2. マクロ経済スライド調整に依らない基礎年金の給付水準底上げを

法案は、昨年12月の社会保障審議会年金部会の「議論の整理」を受けて策定されましたが、「被用者保険の適用拡大」のペースは後退し、5人以上の個人事業所の非適用業種解消も、既存の事業所については任意とされています。

年金部会で意見がまとまらなかった「基礎年金のマクロ経済スライド調整」の早期終了については、厚生年金の積立金を活用した基礎年金の底上げ策を盛り込むことを断念し、5年後の次期改正まで厚生年金のマクロ経済スライドを継続するとしています。また、「基礎年金の拠出期間」を40年から45年に延長する案は、昨年夏の段階で早々に削られましたが、検討規定を設けるとしています。

基礎年金の給付水準の底上げは、被用者年金の適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長、必要な国庫負担財源の確保によって実現すべきものと考えます。

3. 両性の平等な労働を前提とした社会保険制度の構築を

第3号被保険者制度は働き方などに中立的とはいえないことから、将来的な廃止に向けた検討が求められます。自民党のヒアリングでは、連合や退職者連合だけでなく経済団体からも見直しを求める意見が出され、法案に検討規定が盛り込まれました。

法案の内容は、7月の参院選で大きな争点となることが考えられますが、与野党とも年金問題を目先の政争の具とせず、有権者への説明責任を尽くすことを求めます。

以 上

2025年6月16日

年金制度改正法の成立に対する談話

日本退職者連合

事務局長 野田 那智子

1. 国民の合意を形成するための国会審議は極めて不十分

6月13日、年金制度改正法の修正案が参議院本会議で可決・成立しました。今回の法改正は、与党内の調整が難航して法案の提出が予定より二ヶ月遅れの5月16日となり、衆・参の審議期間が二週間ずつしかありませんでした。年金制度の改正には世代間の利害対立を越えた合意形成が必要で、国会での熟議が求められるにもかかわらず、極めて不十分と言わざるを得ません。

2. 基礎年金の給付水準底上げのため、厚生年金の減額調整は継続へ

衆議院では、立憲民主党の申し入れで自民・公明との修正協議により、政府案で削られた「次期財政検証（2029）で基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合、厚生年金の積立金を活用して基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了させる底上げ策」を復活させました。現役世代の給付水準の底上げは重要ですが、マクロ経済スライドの継続により現に受給している厚生年金の給付水準の減額が継続することになります。高齢者の十分な理解が得られたとは言えず、減額幅の圧縮を求めます。

3. 両性の平等な労働を前提とした持続可能な年金制度の構築を

今後10年間も要する「被用者保険の適用拡大」は遺憾です。基礎年金の給付水準底上げは、適用拡大の加速化と検討規定に盛り込まれた「基礎年金の拠出45年化」によって、必要な国庫負担財源を確保しつつ実現すべきです。また、「第3号被保険者制度の見直し」は、附則にもとづく速やかな検討開始を求めます。少子高齢化が加速する中、持続可能な年金制度を構築するため、退職者連合は引き続き要請活動に取り組めます。

以 上

2025年6月23日

選択的夫婦別姓の継続審議に対する談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

1. 選択的夫婦別姓制度が実現できず極めて遺憾

選択的夫婦別姓を導入する立憲民主党と国民民主党の各法案と、旧姓の通称使用を法制化する日本維新の会の法案が今次国会ではいずれも成立せず継続審議となった。

法制審議会が1996年に別姓導入の答申を出してから延々と議論が続き、自民党から「家族の一体感が失われる」と反対論が起きて法案提出に至らず、以来28年が過ぎた。ボールは政府・自民党にあったが、今国会においても継続審議となったことは極めて遺憾である。

2. 日本退職者連合は制度早期実現に向けて活動してきた

日本退職者連合は、2024年11月から選択的夫婦別姓の早期実現に向けて、産別・関連退連、地方退連で団体署名の取り組みを進めてきた。その結果、約3000筆の団体署名を集め、法務省、内閣府、立憲・国民・社民・公明党へ要請を行った。さらに、国会傍聴行動など今期の成立をめざしてきた。

法務委員会では2度の参考人質疑を行うなど活発な議論が展開していた。しかし、野党の足並みがそろわなかったことなど、課題はあったものの、少数与党の今、長年の課題に決着をつけるべきだった。

3. 今秋の臨時国会で実現をめざして取り組む

選択的夫婦別姓制度の導入は、国連の女性差別撤廃委員会の再三の勧告にも拘わらず、いまだに実現していない。

石破首相は、「いつまでも結論を先延ばししていい問題とは考えていない」と繰り返し述べてきた。しかし、伝統的な家族観を重んじる慎重派の声が与党に根強くあり、主導して結論を出すことに後ろ向きである。

家族か個人かという二者択一ではなく、不利益を被っている人をいかに救うかという視点が大事である。

日本退職者連合は、個人の尊厳や人格が尊重される社会に向けて、引き続き選択的夫婦別姓制度の1日も早い実現に向けて取り組んでいく。

以上

2025年6月23日

第217回 通常国会閉会にあたっての談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

1. 野党多数の衆院を通過したガソリン減税法案が与党多数の参院で審議未了廃案に

野党7党提出の「ガソリン減税法案」は、自民党の衆院・財務金融委員長の解任を経て、6月20日に野党の賛成多数で衆院を通過し、参院本会議で審議入りした。しかし、自民党の参院・財政金融委員長は、野党が求めた21日の採決に応じず、委員会の散会を宣言し、22日の国会閉会に伴って、与党が多数の参院で審議未了・廃案となった。長年の懸案であるガソリン減税を、来る参院選で問わなければならない。

2. 継続扱いとなった選択的夫婦別姓法案と政治改革法案の早期成立を

立憲民主党が委員長ポストを確保した衆院・法務委員会で28年ぶりに選択的夫婦別姓制度が審議入りし、闊達な審議が展開されたことは評価できるが、立憲民主党と国民民主党が別々の法案を提出したこともあり、継続審議となったことは極めて遺憾である。

3月末までに結論を出すことになっていた政治資金改革は、自民党裏金問題の実態が解明されないまま結論が先送りされた。立憲や維新など野党5党派が提出した「企業・団体献金禁止」法案に対して、自民は存続前提の「公開強化」法案を提出、公明と国民民主も存続前提の「規制強化」を求め、与野党が期限までに合意できなかったことを厳しく糾弾しなければならない。

3. 参院選を経て政権を交代しよう

衆院が少数与党となった国会においては、与党の強行では予算も法案も通らなくなった。2025年度予算案は、維新による教育予算の要求を受け入れて衆院を通過後、参院で高額療養費の見直しを撤回する修正の後、再び衆院で確認して成立した。

年金制度改革も、与党と立憲が「基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了させる底上げ策」の復活に合意して改正法が成立した。

今国会では与党の強行はなくなったが、個別野党との多数派工作が横行した。本格的な熟議による国会運営を期して、来る参院選を経て、政権交代に向けて前進させよう。

以 上

<資料8>

2024年度役員・顧問

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
会 長	人 見 一 夫	全日本自治体退職者会	
副 会 長	森 嶋 正 治 川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	2024/11/20 第2回幹事会
副 会 長	増田喜三郎	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
副 会 長	北 村 典 子	全国退職女性教職員の会	
副 会 長	田 村 雅 宣	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
副 会 長	大 山 勝 也	JAM高齢者・退職者の会	
副 会 長	北 野 眞 一	連合副事務局長	
事 務 局 長	野田那智子	全日本自治体退職者会	
副事務局長	岩 崎 長 久	日本退職教職員協議会	
副事務局長	宇田川浩一	全印刷局退職者の会	
副事務局長	大 内 孝 子	連合本部退職者の会	
常 任 幹 事	川 端 邦 彦	全日本自治体退職者会	
常 任 幹 事	畠 山 幸 子	日本退職教職員協議会	
常 任 幹 事	操 谷 孝 一	基幹労連シニアクラブ	
常 任 幹 事	宮 腰 雅 仁	連合総合組織局局長	
幹 事	川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	2024/11/20 第2回幹事会
幹 事	高見恵利子	情報労連NTT労組退職者の会	
幹 事	高 橋 洋 子	情報労連NTT労組退職者の会	
幹 事	長谷川 寿	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
幹 事	平 岡 良 久	日本退職教職員協議会	
幹 事	内 山 礼 子	全国退職女性教職員の会	
幹 事	小 澤 利 野	全国退職女性教職員の会	
幹 事	金 持 史 宣	自動車総連退職者会	
幹 事	鈴 木 博 文	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
幹 事	玉之内明德	鉄道退職者の会全国連合会	
幹 事	新 田 晃 久	林野関連退職者の会	
幹 事	奥 山 光 昭	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	
幹 事	中 山 廣	JR連合退職者連絡会	
幹 事	泉 田 和 洋	電機連合歴代役員懇談会	
幹 事	渡 辺 幸 一	私鉄総連高齢者・退職者の会全国連絡協議会	
幹 事	上 村 時 彦	全日本水道退職者協議会	

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
幹 事	大 野 弘 二	JAM高齢者・退職者の会	
幹 事	畑 木 正 雄 雨 宮 敬	JT関連退職者の会	2024/11/20 第2回幹事会
幹 事	柴 山 好 憲 岡 本 吉 洋	農林水産省退職者の会	2024/11/20 第2回幹事会
幹 事	伊 藤 恭 子	NHK退職者全国協議会	
幹 事	荒 川 洋	全印刷局退職者の会	
幹 事	水 越 征 雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
幹 事	矢ヶ部正弘	セラミックス連合OB会	
幹 事	小 島 茂	連合本部退職者の会	
幹 事	北 岡 孝 義	総評退職者の会	
幹 事	峯 後 樹 雄	北海道ブロック（北海道）	
幹 事	伊 東 博 石 田 隆 志	東北ブロック（秋田） 〃（青森）	2025/6/18 第6回幹事会
幹 事	遠 藤 幸 男	関東ブロック（東京）	
幹 事	高 橋 勉	東海ブロック（静岡）	
幹 事	山 田 太 郎	北陸ブロック（新潟）	
幹 事	徳 永 秀 昭	近畿ブロック（大阪）	
幹 事	石橋富二雄 山 田 敏 明	中国ブロック（島根） 〃（鳥取）	2025/1/16 第3回幹事会
幹 事	杉 山 勤 國 弘 昭	四国ブロック（徳島） 〃（高知）	2025/1/16 第3回幹事会
幹 事	檀 勝 樹	九州ブロック（福岡）	
会 計 監 査	山 口 栄 子	全日本水道退職者協議会	
会 計 監 査	広 瀬 敬	林野関連退職者の会	

産別・関連退職者連合						
組織名		略 称	会 長	事務局長	電 話	FAX
1	全日本自治体退職者会	自治退	人見 一夫	川端 邦彦	03-3262-5546	03-3263-2481
2	情報労連・NTT労組 退職者の会	情報労連 NTT労退	川辺 優	—	03-3219-2181	03-3219-2777
3	日本郵政グループ 労働組合退職者の会	JP労退退職 者の会	増田喜三郎	加藤 文雄	03-5830-2520	03-5830-2484
4	日本退職教職員協議会	日退教	竹田 邦明	平岡 良久	03-5275-2197	03-5275-2081
5	全日本自動車産業労働 組合連合会退職者会	自動車総連 退職者会	金子 晃浩	金持 史宣	03-5447-5811	03-5447-6628
6	UAゼンセンIKI・ IKIライフクラブ	IKI・IKIラ イフクラブ	田村 雅宣	荒川 聰	03-3288-3598	03-3288-7174
7	全国退職女性教職員の会	全国退女教	北村 典子	内山 礼子	03-5275-2196	03-5275-2081
8	JR連合退職者連絡会	JR連合退	高野 富夫	中山 廣	03-3270-4590	03-3270-4429
9	電機連合歴代役員懇談会	—	福間 勉	—	03-3455-6911	03-3452-5406
10	基幹労連シニアクラブ	基幹シニア	兼子昌一郎	操谷 孝一	03-3555-0401	03-3555-0407
11	全日本鉄道労働組合 総連合会OB連絡会	JR総連OB 連絡会	奥山 光昭	森 將美	03-3491-7191	03-3491-7192
12	私鉄高齢者・退職者の会 全国連絡協議会	私鉄高退協	渡辺 幸一	伊藤 将	03-3473-0166	03-3447-3927
13	鉄道退職者の会全国連合会	鉄退連	伊藤 秀樹	玉之内明德	080-4445-5100	03-5843-7315
14	林野関連退職者の会	林退会	石川 昇	新田 晃久	03-6912-0403	03-6912-0408
15	全日本水道退職者協議会	全水退	石井 栄一	上村 時彦	03-3816-4132	03-3816-1430
16	JAM高齢者・退職者の会	JAMシニア クラブ	大山 勝也	大野 弘二	03-5440-7388	03-5440-7389
17	農林水産省退職者の会	農水退	白須 敏朗	岡本 吉洋	03-3508-4350	03-3508-4351
18	JT関連退職者の会	JT関連退	雨宮 敬	宮崎 縣	03-3455-4302	03-3455-4301
19	NHK退職者全国協議会	N退協	伊藤 恭子	永末 厚二	03-5455-5811	03-3465-1646
20	全印刷局退職者の会	全印刷 退職者の会	竹井 京二	荒川 洋	03-6435-5661	03-3568-2780
21	一般社団法人 日本セカンドライフ協会	JASS	蟹沢 俊行	水越 征雄	03-3512-3580	03-3512-3585
22	セラミックス連合OB会	セラミックス OB会	矢ヶ部正弘	柳生 靖仁	052-882-4562	052-882-9960
23	連合本部退職者の会	連合 OBOG会	田嶋 義明	小島 茂	048-474-6400	048-474-6400
24	総評退職者の会	総評 退職者の会	阿部 保吉	土谷 一雄	03-3251-0311	03-3253-1790

地方退職者連合						
		組織名	会 長	事務局長	電 話	FAX
北海道	1	北海道退職者連合	峯後 樹雄	真壁 英治	011-210-5104	011-272-8880
東北	2	青森県退職者連合	石田 隆志	泉 建吾	017-735-0551	017-735-0553
	3	岩手県退職者連合	佐藤 淳一	丹野 充喜	019-625-5505	019-623-1105
	4	秋田県退職者連合	芳浦 修	伊藤 博	018-833-0505	018-833-0506
	5	山形県退職者連合	三澤 裕	柏木 実	023-625-0555	023-624-7661
	6	宮城県退職者連合	進藤 善友	大倉 克志	022-263-9762	022-263-9763
	7	福島県退職者連合	伏見 吉弘	藤岡 郁夫	024-522-0500	024-522-0501
関東	8	群馬県退職者連合	北爪 俊男	伊原 弘充	027-263-0555	027-261-0549
	9	栃木県退職者連合	有野 一良	野田 政美	028-650-5555	028-650-5566
	10	茨城県退職者連合	清水 瑞祥		029-231-2020	029-227-8610
	11	連合埼玉退職者協議会	青木 光明	福田 博之	048-834-2300	048-834-2301
	12	千葉県退職者連合	大屋 哲史	梶間 恒夫	043-201-2022	043-201-2023
	13	東京高齢・退職者団体連合	遠藤 幸男	永田 哲夫	03-5444-0510	03-5444-0303
	14	神奈川県退職者連合	鈴木 武男	東谷 裕明	045-211-1133	045-201-8866
	15	山梨退職者団体連合	遠藤 長男	中澤 千尋	055-228-0050	055-222-1189
東海	16	長野県退職者連合	善財 保	原田 幸一	026-234-1626	026-234-1349
	17	静岡県退職者連合	高橋 勉	花田 忠次	054-283-0105	054-288-0105
	18	連合愛知シニアクラブ	福重 元博	前野 守孝	052-684-0005	052-684-0010
	19	岐阜県退職者連合	武田 康郎	川尻 敦史	058-240-4500	058-240-4506
	20	三重退職者連合	野田 穂積	夏秋 佳生	059-224-6152	059-223-3633
北陸	21	新潟県退職者連合	山田 太郎	眞田 守	025-281-5454	025-281-5456
	22	富山県退職者連合	双川 悦郎	大木 智博	076-431-2525	076-431-1188
	23	石川県退職者連合	高 芳晴	宮本 一二	076-265-5505	076-263-3705
	24	福井県退職者連合	斉藤 重範	毛利 利夫	0776-27-5556	0776-27-2472
近畿	25	滋賀退職者連合	増田 勝治	田中 清道	077-523-0500	077-523-5600
	26	京都退職者連合	中村 政勝	大場 光夫	075-822-0050	075-822-0200
	27	奈良退職者連合	隅谷 正行	杉本 敏範	0742-25-0500	0742-27-0838
	28	和歌山退職者連合	藤田 利章	枡本 晃次	073-436-0501	073-436-5226
	29	大阪退職者連合	徳永 秀昭	松本 昌三	06-6949-1105	06-6944-0055
	30	兵庫退職者連合	池田 啓子	伊藤 弘孝	078-361-0505	078-371-6005
中国	31	鳥取退職者連合	山田 敏明	西村 一秋	0857-26-6605	0857-26-6615
	32	島根退職者連合	石橋富二雄	永見 繁徳	0852-21-8105	0852-23-4105
	33	連合岡山退職者連合	森本 栄	高見 美紀	086-214-0077	086-214-0091
	34	広島県退職者連合	三笠 和司	田部 信夫	082-262-8755	082-262-8711
	35	山口県退職者連合	升田 正通	立野 正明	083-932-1123	083-932-1131
四国	36	香川県退職者連合	下河 進	田辺 和司	087-835-0815	087-835-0607
	37	徳島県退職者連合	川越 敏良	坂尾 直也	0886-55-4105	0886-55-4113
	38	高知県退職者連合	國弘 昭	森川 直只	0888-24-5111	0888-24-3002
	39	愛媛県退職者連合	(会長代行) 越智 勇二	東 敬介	089-941-0500	089-947-8010
九州	40	福岡県退職者連合	檀 勝樹	藤川 七郎	092-283-5529	092-283-5611
	41	佐賀県退職者連合	武重信一郎	鍋田 博	0952-33-3705	0952-33-2805
	42	長崎県退職者連合	池田 篤	平山 繁雄	095-826-8905	095-826-8950
	43	熊本県退職者連合	米岡 新一	猪塚 雄二	096-375-3811	096-375-3017
	44	大分県退職者団体連合	川野登志之	堀 宏明	097-535-2255	097-536-5780
	45	宮崎県退職者団体連合	串間 弘康	中村 純忠	0985-26-4649	0985-26-4923
	46	鹿児島県退職者団体連合	二牟礼正博	石田 則行	099-250-5757	099-250-5570
	47	沖縄県退職者連合	波平 剛	金城 章	098-866-8905	098-866-8955

政策委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	北 村 典 子	全国退職女性教職員の会	
事 務 局 長	川 端 邦 彦	全日本自治退職者会	
委 員	川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	
委 員	増 田 喜 三 郎	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
委 員	畠 山 幸 子	日本退職教職員協議会	
委 員	金 持 史 宣	自動車総連退職者会	
委 員	鈴 木 博 文	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委 員	玉 之 内 明 徳	鉄道退職者の会全国連合会	
委 員	中 山 廣	JR連合退職者連絡会	
委 員	操 谷 孝 一	基幹労連シニアクラブ	
委 員	岡 本 吉 洋	農林水産省退職者の会	
委 員	大 野 弘二	JAM高齢者・退職者の会	
委 員	水 越 征 雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
委 員	小 島 茂	連合本部退職者の会	
委 員	野 田 那 智 子	退職者連合	
委 員	岩 崎 長 久	退職者連合	
委 員	宇 田 川 浩 一	退職者連合	
委 員	大 内 孝 子	退職者連合	

ジェンダー平等委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	川 辺 優	情報労連NTT労組退職者の会	
事 務 局 長	畠 山 幸 子	日本退職教職員協議会	
委 員	高 見 恵 利 子	情報労連NTT労組退職者の会	
委 員	平 岡 良 久	日本退職教職員協議会	
委 員	内 山 礼 子	全国退職女性教職員の会	
委 員	雨 宮 敬	JT関連退職者の会	
委 員	矢 ヶ 部 正 弘	セラミックス連合OB会	
委 員	北 岡 孝 義	総評退職者の会	
委 員	野 田 那 智 子	退職者連合	
委 員	岩 崎 長 久	退職者連合	
委 員	宇 田 川 浩 一	退職者連合	
委 員	大 内 孝 子	退職者連合	

組織委員会

役 職	氏 名	所 属 組 織	備 考
委 員 長	大 山 勝 也	JAM高齢者・退職者の会	
事 務 局 長	宇 田 川 浩 一	退職者連合	
委 員	田 村 雅 宣	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委 員	川 端 邦 彦	全日本自治退職者会	
委 員	操 谷 孝 一	日本基幹産業労働組合連合会退職者の会	
委 員	高 橋 洋 子	情報労連NTT労組退職者の会	
委 員	長 谷 川 寿	日本郵政グループ労働組合退職者の会	
委 員	平 岡 良 久	日本退職教職員協議会	
委 員	小 澤 利 野	全国退職女性教職員の会	
委 員	新 田 晃 久	林野関連退職者の会	
委 員	奥 山 光 昭	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	
委 員	渡 辺 幸 一	私鉄総連高齢者・退職者の会全国連絡協議会	
委 員	上 村 時 彦	全日本水道退職者協議会	
委 員	伊 藤 恭 子	NHK退職者全国協議会	
委 員	荒 川 洋	全印刷局退職者の会	
委 員	宮 腰 雅 仁	連合本部	
委 員	峯 後 樹 雄	北海道ブロック（北海道）	
委 員	伊 藤 博 志 石 田 隆	東北ブロック（秋田） 〃（青森）	第3回～
委 員	遠 藤 幸 男	関東ブロック（東京）	
委 員	高 橋 勉	東海ブロック（静岡）	
委 員	山 田 太 郎	北陸ブロック（新潟）	
委 員	徳 永 秀 昭	近畿ブロック（大阪）	
委 員	石 橋 富 二 雄 山 田 敏 明	中国ブロック（島根） 〃（鳥取）	第2回～
委 員	杉 山 勤 昭 國 弘	四国ブロック（徳島） 〃（高知）	第2回～
委 員	檀 勝 樹	九州ブロック（福岡）	
委 員	野 田 那 智 子	退職者連合	
委 員	岩 崎 長 久	退職者連合	
委 員	大 内 孝 子	退職者連合	

2024年度

会計決算報告（案）
会計決算監査報告書
決算剰余金処分（案）

（別冊）

議

案

第1号議案

2025年度運動方針（案）

第2号議案

2025年度予算（案）

第3号議案

2025年度政策・制度要求（案）

第4号議案

退職者連合運動における第2次ジェンダー平等参画推進計画（案）

第5号議案

役員改選（案）

第6号議案

顧問の委嘱（案）

メインスローガン

紛争の早期終結を
平和で安心できる暮らしを
若者へつなごう

サブスローガン

- 組織強化・拡大の取り組みで、政策・制度要求を実現しよう！
- 医療・年金・介護など全世代の持続可能な社会保障を構築しよう！
- 憲法が保障する平和的生存権を不断的努力で未来につなごう！
- 誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会をめざそう！

2025年度運動方針（案）

《はじめに》

米国のドナルド・トランプ大統領による「相互関税」発動による不安定な世界経済、気候変動、また、国内においては人口減少や、物価上昇など、さまざまな課題が山積しています。

物価高に歯止めがかからない日々が続いています。原材料費の高騰が続いているのに加え、人件費や物価費も高まっているため、4月に値上げした飲食料品は最大2万品目を超えました。私たちの暮らしは、3分の1以上の世帯年収は300万円未満で、6割の国民が生活実感を「苦しい」と答えています。一方、金融純資産保有額が1億円以上5億円未満の「富裕層」「超富裕層」は、165.3万世帯で、2021年から増加し、格差拡大に歯止めがかからない状況になっています。国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、65歳以上で一人暮らしの高齢者世帯の割合が、2050年には、32道府県で20%を超えると推計されました。

独身の人が増え、未婚率が上昇しています。個人の生活や価値観からの理由や、経済的に余裕がないなどが挙げられています。かたや2024年に生まれた子どもの数は約68.6万人で、9年連続で減り続けています。人口減少と超高齢化の課題は避けては通れない課題となっています。

石破政権になって、選択的夫婦別姓、高額療養費の見直し、5年に1度の年金改正などが二転三転し、7月の参議院選挙を見据え政策のブレが続いてきました。

今年は戦後80年。政府は23年度以降の5年間で防衛費をそれまでの2倍に増やそうとしています。「防衛力の抜本的強化」を掲げますが、財源確保は見通せないままです。戦闘機やミサイルを買う財源があるなら、農業と医療と教育に投じるのが本当の意味での「国防」です。

私たちは平和への願いを込めて活動してきました。被爆国として、連合とともに「核兵器廃絶1000万署名」の取り組みを行っています。

選択的夫婦別姓の早期実現の取り組みを進めてきましたが、第217回通常国会では結論を得ることはできませんでした。国連の女性差別撤廃委員会は選択的夫婦別姓の導入を日本に何度も勧告しています。今後も早期導入を求めて活動していきます。

退職者連合は、高齢者、若者が安心して暮らせる、希望の持てる社会を求めて活動していきます。

《取り巻く情勢》

1. 世界の動き

(1) ウクライナ戦争 停戦に向けて加速しているものの

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻から3年半が経過し、ウクライナ側の死者は6万人を超え、ほぼ同数が行方不明となっています。ロシア兵の戦死者は10万人を超えているとの報道もあり、北朝鮮の兵士も参戦しています。この1年の戦況は膠着しており、米国トランプ大統領がロシアのプーチン大統領との取り引きで停戦を模索していますが、第二次大戦後の国際秩序が崩壊しつつあります。

(2) イスラエル対ハマス戦争

2023年10月に始まった軍事衝突は、イスラエルのガザ全面侵攻により、5万人以上が犠牲となっています。今年1月の停戦合意は崩壊し、再び戦火が拡大しています。和解に向けて、米国、エジプト、カタールなどの関係国による努力が必要です。

(3) 1月に就任した米国のドナルド・トランプ大統領は「米国の黄金時代が今始まる」と宣言しました。地球温暖化に関するパリ協定から離脱、WHO（世界保健機関）からも脱退、最も重視するのは一方的な「相互関税」の発表で戦後の自由貿易体制が根底から揺らぎ、日本経済への打撃も避けられそうにありません。

全世界を混乱させ、国際社会は一気に100年前に逆戻り、「自由で開かれた世界」のリーダーであった米国の時代は終焉したかのようです。

2. 日本の動き

(1) 能登半島地震から1年半、二重被災となった豪雨から10か月、復旧・復興はまだ道半ばと伝えられています。住民が安心して暮らせるよう願っています。

災害は忘れた頃にやってくると言われますが、南海トラフ地震も予想される中、2月末からの岩手県大船渡市の山林火災や、1月末に埼玉で陥没事故が起こり、インフラ整備が問われています。緊張感を持った生活が望まれます。

(2) 円安の流れによる物価高は留まることなく、年間で2万品目が値上がりし、特に米の高騰が私たちの暮らしを直撃しています。政府が備蓄米の放出を表明した後も価格は高止まりしており、状況把握や情報発信など求めています。

生活保護申請は5年連続増で、2024年の利用申請件数は25万5897件となり、最多となっています。

(3) 24年10月、衆議院選が3年振りに行われ、自民党旧派閥の裏金問題などに

対して投票を通じて民意を突き付ける機会となり、自・公は過半数の233議席に届かない少数与党になりました。これまでの自民一強下では、野党や国民の批判があっても、国会において十分な議論がなされずに法案が可決されてきました。予算委員長ポストを立憲が担ったことから「省庁別審査」が行われ、無駄な予算の一部修正が行われ、野党を含めた政策の実現が視界に入るようになりました。

(4) 5年に1度の年金制度改正

昨年7月の財政検証を受けて、社会保障審議会年金部会が年末に「議論の整理」を報告し、厚労省が年金制度改革関連法案を策定、参院選を控えた与党審査の難航により2か月遅れて5月16日に閣議決定、ようやく国会審議が始まりました。法案の柱は、企業規模要件の引き下げと年収「106万円の壁」の撤廃による被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の基準額引き上げ、標準報酬月額の上限引き上げ（高所得者の厚生年金保険料引き上げ）、遺族厚生年金の見直しなどです。見送られたマクロ経済スライドの調整期間の一致（基礎年金底上げ策）は、与党と立憲民主党の修正協議で復活しました。第3号被保険者制度の見直しと基礎年金の拠出期間の延長（45年化）は検討規定を設けるとしました。

(5) 介護保険制度ができて25年。利用者は当初の約180万人から約600万人まで増え、私たちにとってなくてはならない制度です。一方、介護費用の総額は年4兆円から24年度予算では約13兆円になり3倍を超えています。

2024年の介護事業者の休廃業・解散件数は612件に達し、前年（510件）より2割増え、その7割超は訪問介護事業です。訪問介護をめぐっては、24年度に実施された介護報酬見直しで基本報酬が減額されました。

介護職場の環境改善と、利用者が満足できる介護制度を求めています。

(6) 高額療養費制度の負担増について、当事者に聞くわけでもなく、昨年末に予算案に組み込まれました。命に係わる問題として各方面から見直し凍結の声が上がり、政府は3度も方針を変更し、撤回に追い込まれました。

「マイナ保険証」の利用率は24年末でも28%に留まっており、未だ不安と不信が払拭されていません。「資格確認証」に至っては保険証廃止の意義が問われています。国民を置き去りにした政策と言わざるを得ません。

《主要な課題について》

1. 社会保障関係要求実現の取り組み

年金・医療・介護等の政策課題を中心に、対政府要求に取り組めます。なかでも年金保険制度の維持・改善、高額療養制度の見直し、医療・介護労働者の処遇改善、認知症対策基本法の確実な運用などの取り組みを進めていきます。

2. 「核兵器のない世界」の実現に向けた取り組み

3月にニューヨークの国連本部で核兵器禁止条約第3回締約国会議が開催されました。日本政府は過去2回の会議に続き今回も「核兵器保有国がいない会議で核軍縮を進めるのは困難で、核抑止が不可欠な中、安全保障にも支障をきたすおそれがある」として参加を見送りました。昨年、日本被団協が「ノーベル平和賞」を受賞したにも関わらず、被爆国としての役割を果たさないのは残念でした。

連合が戦後・被爆から80年、「核兵器廃絶1000万署名」を実施することから退職者連合も連携して取り組みを進めます。

3. 「原子力エネルギーに依存しない社会」の取り組み

2011年の東京電力福島第一原発事故で社会に甚大な被害をもたらした裁判は、安全を守る立場だった旧経営陣の刑事責任を誰も取らない形で終結しました。2月に閣議決定された「エネルギー基本計画」は「原発依存度を可能な限り低減」を削除し、「原発を最大限活用」と記載しました。また、40年とされていた原発の耐用年数が審査期間を含まず60年に延長されました。「原発回帰」が進むなか、安全最優先の対応を求めています。

4. 組織強化・拡大の取り組み

少子高齢化が進み続ける状況下において、労働力不足や社会保障制度、財政の悪化など様々な社会問題が発生して深刻化しています。とくに年金・医療・介護など高齢者の社会福祉面への影響が表面化して、今後の生活に不安が高まっています。

平和で安心して暮らせる社会を構築していくために、連合主導のもとに結成された退職者連合が、現役世代と一体となって社会的影響力を持って運動を進めていくことが重要なことです。

そのために組織を拡大して存在基盤や財政基盤の安定に向けた取り組みを継続・強化していきます。

5. ジェンダー平等の取り組み

ジェンダー平等とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画することです。

厚生労働省の2024年の賃金構造基本統計調査では、男性を100とした時の女性の指数は75.8と報告しました。男女の賃金格差が後々の低年金となり、女性の老後の貧困に結びつきます。未婚女性の増加が叫ばれる中、ジェンダー平等、「家父長制」払拭は待ったなしです。

世界ジェンダー・ギャップ指数で2025年は148カ国中118位で政治・経済

で低迷しています。女性参政権獲得から80年、初の女性国会議員が誕生した1946年、衆議院466人のうち女性は39人でした。直近の2024年衆院選は465人中73人。78年間で34人しか増えていません。地方議員を増やすこと、その先に女性国会議員の増加や女性首相の誕生があります。しかし、女性ゼロの議会がまだ200以上も存在しています。2018年施行の「候補者均等法」の実践、クォータ制の導入など求めています。

《具体的な活動について》

I. 政策・制度関係

1. 政策・制度要求更なる前進をめざして

- (1) 定期総会で決定した「年度要求」、通常国会に向けた「重点政策」を中心に関係省庁、関係政党への協力要請を展開します。
- (2) 地方退職者連合は自治体（都道府県・市区町村）、地元選出国会議員、地方議員への要請行動を推進します。
- (3) 社会保障制度等の要求実現に向けて、必要に応じて大衆行動や国会請願、国会傍聴などを行います。

2. 連合と連携した運動

- (1) 退職者連合の要求策定に当たっては、連合との齟齬をきたさないよう、調整を行いながら進めます。
- (2) 連合の政策関係会議・委員会への出席
連合の政策委員会、社会保障政策担当者会議、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に積極的に参加（オブザーバー）します。
- (3) 大衆行動への積極参加
連合が行う政策・制度要求等の集会・大衆行動には、中央・地方を通じて積極的に参加するなど、連携を密にして取り組みます。

II. 組織強化・拡大

1. 組織強化の取り組み

- (1) 地域組織のない地方退職者連合については、当該地方連合会・地域協議会との連携をはかりつつ地域組織の設置をめざします。
また、地域組織設置済みの地方退職者連合については、多様な組織が参画できる環境整備や自治体への要請など地域個別課題の解決に向けた活動により、機能強化や組織拡大につなげていくこととします。
- (2) 地方ブロック内の連携を深め、学習会やイベントなどの企画をします。
また、webやインターネットを有効活用した取り組みを進めます。
- (3) 機関紙「ふれあい情報」の充実をはかり、活動内容の周知など会員・組織

に迅速な情報提供をめざします。またSNSなどを活用して会員個人への情報提供やHPの「web問い合わせ」を活用した双方向の取り組みを進めていきます。

- (4) HPの「共同デスク」の充実を図り、使いやすいデータサービスとして整理していきます。「みんなの広場」「お達者だより」「茶飲み話」コーナーに産別・関連退職者連合や地方退職者連合の特徴的な活動の紹介・交流を行います。
- (5) 各組織の機関会議等での「ふれあい情報」等の資料配布の徹底を図るよう要請します。
- (6) 「組織実態調査」の準備を進め、今年度中に実施します。

2. 組織拡大の取り組み

- (1) 「第2次組織拡大プラン」および「第2期アクションプラン（2024～2025年度）」に基づいて、当面85万人を目途に組織拡大の取り組みを進めていきます。
- (2) 産別・関連退職者連合、地方退職者連合の会員拡大に向けた、「組織強化・拡大推進委員会」（仮称）の設置を継続してきます。
- (3) 定年退職後および再雇用者の方がスムーズに退職者組織に移行できるように現役組織と連携して、切れ目のない取り組みを各組織に要請します。
特に組合役員経験退職者の積極的な参画を求めています。
- (4) 退職者連合未加盟の連合構成組織に対する情報交換と加入要請などを行い、組織拡大に向けた取り組みを強化します。
- (5) 連合の組織委員会等に参加するとともに、定期大会、中央委員会、中央執行委員会に退職者連合の主な取り組みや活動を報告し周知します。

Ⅲ. ジェンダー平等の取り組み

1. ジェンダー平等参画推進計画 第2次行動計画の取り組みについて

- (1) 具体的な取り組み
 - ①ジェンダー平等の推進を目的とする委員会等の設置
 - ②運動方針に、ジェンダー平等推進の明記
 - ③女性役員の選出、女性役員ゼロの組織をなくすこと
 - ④産別・地方退連の機関会議への女性参加率30%以上とすること
- (2) 期間
2025年7月から2030年7月までジェンダー平等推進に向けて実効ある取り組みを進めます。

2. 第6次男女共同参画基本計画について

第5次男女共同参画基本法で最大の焦点になったのは、選択的夫婦別姓（氏）制度でした。社会は多様化して若い世代を中心に推進の世論は高まっており、家族の在り方、女性が活躍できる基盤づくりは政府の役目です。第6次基本計画は12月にかけて、「基本的な考え方（素案）、公聴会、パブリックコメントなど予定されています。社会の男女格差を縮める課題に意見反映していきます。

3. 選択的夫婦別姓制度の取り組みについて

選択的夫婦別姓制度の早期実現をめざして団体署名などの取り組みなど進めてきました。しかし、第217回国会では結論を得ることが困難との認識を示しました。選択的夫婦別姓の議論や実現を求める意見書を可決する地方議会が増えています。都道府県と市区町村の議会で300以上に及んで大きなうねりとなっています。今後地方からの声が国会での議論に向け無視できない力になります。社会の制度を変えるには身近な自治体の動きが大事で、意見書の可決は市区町村から都道府県、さらに国へと流れをつくれることから各地方退連の取り組みを進めます。

4. 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求めます。

国連の女性差別撤廃委員会は24年11月、日本政府によるジェンダー平等の取り組みを8年振りに審査し、改善のための勧告を行いました。最終見解は政府に対し80の勧告を行い、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求めました。「選択議定書」の批准について、人権侵害の被害者が国内で救済されなかった場合に国連に訴えることができる「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあります。政府に速やかに批准をするよう求めています。

皇室典範が皇位継承を男系男子に限定していることを改正するよう委員会が勧告したことから、政府は皇位継承資格は「基本的人権に含まれているものではない」と削除を主張し、国連人権高等弁務官事務所に対して、日本が支払っている任意拠出金の対象から女性差別撤廃委員会を除外すると通告しました。女性の人権を軽視するものであり、政府に撤回を求めています。

5. この30年、日本は大きな災害に何度も見舞われました。

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、多くの人が犠牲となり避難を余儀なくされました。防災には男女共同参画が欠かせませんが、女性の担当職員が少ないなど不十分なままとなっています。内閣府によると、24年の全国の市区町村の地方防災会議に占める女性委員の割合は平均で11.3%となっており、政府の目標は25年までに30%をめざしています。市区町村の地方防災会議へ女性の参加を進めます。

6. 地方から東京など都市部への人口集中が続き、地方の人口減と少子化に歯止めがかからない状況です。若い女性が地方に見切りをつけ都市部に移る背景には、雇用、賃金格差、家父長的な価値観や性別役割分担の意識が根強く残っていることが要因として挙げられることから、政府に対し要因解消など批准に向けた取り組みを求めます。

Ⅳ.平和への取り組み

1. 平和・核兵器廃絶を求める行動に積極的に参加します。

国連本部で開かれていた核兵器禁止条約の第3回締約国会議では、「核兵器廃絶は単なる願望ではなく、世界の安全保障と人類の生存に不可欠」との政治宣言を採択しました。退職者連合は引き続き日本政府に対し、唯一の戦争被爆国としてオブザーバー参加、条約の早期批准を求めています。連合は「核兵器廃絶1000万署名」を国内外で展開することから、退職者連合も連合と連携して取り組みを進めます。

2. 日本国憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義、立憲主義を守り、憲法の改正に反対します。

3. 日本、英国、イタリアによる次期戦闘機の共同開発に向け、戦闘機の輸出も管理する3カ国の政府間機関「G I G O（ジャイゴ）」を設立する条約が発効となり、各国の企業が均等に出資する共同企業体の設立も決まりました。殺傷兵器そのものの戦闘機の輸出に反対していきます。昨年、日本は米国から射程1000キロ以上の巡航ミサイル・トマホーク400発を1694億円で購入する契約を締結し、今年度から納入されることになっています。敵基地攻撃能力に反対し、憲法9条の遵守による専守防衛を求めています。

4. 経済安全保障に関する重要情報の取り扱いを、政府が認めた人に限る「セキュリティクリアランス（適正評価）」が始まりました。「適正評価」は2014年施行の特定秘密保護法で防衛や外交、スパイ防止など4分野で導入されていましたが、今回経済の分野に拡大させました。懸念はプライバシー侵害につながりかねない身辺調査です。職歴や犯罪、飲酒の節度、借金の状態などが聞かれるほか、配偶者の父母らを含む家族の国籍報告なども求められることから、今後も注視していきます。

5. 重要インフラに対するサイバー攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防御（ACD）」を導入する法が、「通信の秘密」を尊重する条文を追加修正して成立しました。平時から警察や自衛隊がネット空間を監視することについて、

メールの中身などには立ち入らないとしていますが、分析の選別基準は明らかにされていません。無害化措置についても国際法上の定義はなく、日本の措置が他国への「攻撃」と批判される可能性があります。運用状況を監視する独立機関が毎年国会に報告することになっていますが、プライバシーの侵害などへの不安は払拭されていません。

6. 沖縄の基地負担の軽減と住民不安の解消は政府に課せられた課題です。

これは沖縄だけの問題ではなく、日本の安全保障の問題と捉え、向きあって取り組むべき課題です。米軍普天間基地の即時閉鎖を求めるとともに、辺野古新基地建設に断固反対します。また、南西諸島における自衛隊新基地建設の拡大に反対します。

7. 国際的な紛争が拡大しています。ロシアのウクライナへの侵攻は4年目に入りましたが未だ解決の道はついていません。国際法違反の侵略戦争を止め、一日も早い解決を求めます。イスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突から1年9ヶ月が経ち、先月にはイスラエルの空爆によりイランとの軍事衝突へと拡大しました。イスラエル軍による熾烈な空爆や地上戦でガザでは5万人以上が犠牲になり、その約70%が女性と子どもです。燃料、食糧、医薬品の不足など深刻な人道危機への支援を途切らせることなく、停戦の実現を政府に求めています。

4年前に国軍がクーデターで実権を握ったミャンマーでは混乱が続き、民主派や少数民族との内戦で350万人が避難生活を強いられています。長引く圧政と内戦で疲弊した人たちに追い打ちをかけるマグニチュード7.7の地震が3月に発生し、国軍は3100人以上の死者と発表しましたが全容はつかめていません。

政府に、被災地の復旧・復興支援と、民主政治に戻るようはたらきかけを求めています。

8. 北方領土返還運動、尖閣列島、竹島問題等については外交を通じた平和的解決をめざし、その世論の動向を見極めながら対応をはかります。また、北朝鮮拉致被害者の早期帰還運動に引き続き取り組みます。

9. 連合が取り組む「沖縄、広島、長崎、根室」の4つの平和運動に協力・参加します。

V. 環境・防災の取り組み

1. 熱波や干ばつ、洪水が世界各地で相次いでいます。地球温暖化と関係がある

のではないかと指摘されています。国連は「個人でできる10の行動」で家庭の節電や歩くこと、など長距離の移動手段の見直しなどをあげています。

2. 日本は、1人あたりのプラ容器包装の廃棄量が米国に次ぐ2位であり、海洋汚染も危惧されます。22年の国連環境総会で提起された法的拘束力のある「プラごみ条約」の締結に向け、政府に対応を求めています。

3. SDGsの推進

SDGsの目的は、環境破壊を止め、資源や労働力の収奪紛争や差別を止め、地球を人類が住み続けられる場所として維持することです。2015年の国連サミットで採択された世界共通の「持続可能な開発目標」を踏まえ、化石燃料や原子力エネルギーに依存しない再生・持続可能な社会の実現をめざします。

4. 大規模災害時等の対策

内閣府の有識者検討会で、東海沖から九州沖を震源域とする南海トラフ地震が起きた場合、10県149市町村を震度7の揺れが襲うと公表しました。いつ発生してもおかしくない状況の中で、被災者へのスピード感のある対応が求められます。トイレやベッド、食事の提供など避難者1人ひとりの尊厳が守られるよう、国、各自治体と連携した取り組みを政府に求めています。

Ⅵ.労働者福祉運動の取り組み

1. 社会貢献や親睦・交流などの活動により共助の輪を広げ、「安心・共生の福祉社会」実現に向けて、中央労福協と連携していきます。
2. 地域においても、労働者福祉事業や労働組合との連携を強化し、ともに運動する関係を構築していくこととします。

Ⅶ. 政治の流れを変える取り組み

1. 政権交代を実現する取り組み

国政選挙については政権交代をめざし、連携して取り組みます。とりわけ2025年7月の参議院議員選挙では、産別候補者全員の必勝に向けて取り組みます。」

2. 地方選挙について

都道府県知事選挙、政令指定都市市長選挙で連合推薦候補を支援します。地方退連は各自治体における地方連合の推薦候補を支援します。

以上

第2号議案

2025年度予算（案）

（別冊）

2025年度 政策・制度要求（案）

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる「人間の安全保障」が完備した社会を作るために、以下の政策・制度要求を掲げて運動を推進する。

1. 社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度（年金・医療・介護等）の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため、不公平税制を是正した所得税・法人税と消費税の基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

2. 予算編成の健全化

（1）適正な予算編成

当初予算案の完成度を高め、補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示すること。また、国会審議の検証を受けない巨額の予備費計上や基金への繰り出しをしないこと。

（2）防衛予算の適正化

安全保障政策では専守防衛を堅持し、防衛費はGDP比で従来の水準を超えないようにし、社会保障財源からの振替を生じさせないこと。

3. 雇用改善・子ども子育て支援

（1）雇用の安定・拡大、公正労働条件の確保

- ①社会保障制度の支え手である良質な雇用の安定・拡大をはかるために、公正労働条件を確保すること。
- ②法定最低賃金の時間単価を早急に引き上げること。
- ③多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ④フリーランス・事業者間取引適正化等法（24.11施行）を適切に運用し、¹ギグ労働、²フリーランス等の「雇用類似の働き方」や偽装請負契約の実態を調査し、全ての就労者の権利を保護すること。

- ⑤技能実習制度・育成就労制度・特定技能制度については、監理団体（監理支援機構）・登録支援機関および受入れ企業の体制を整備したうえで、制度の目的・趣旨に沿った運用を遵守するとともに、労働者の人権保護と、処遇改善を図ること。
- ⑥希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。
- ⑦安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化し、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ⑧あらゆるハラスメントを根絶するため、関係法制度・指針の実効ある運用を促進すること。

（２）子ども子育て政策の社会化・次世代育成支援策の充実

- ①子どもの暮らしと育ちを支える施策を社会化し、体系的に整備・推進すること。国庫負担による教育予算を拡充すること。
- ②保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。
- ③学生支援機構の奨学金制度について、給付型奨学金の拡充、無利子化、返済困難者への救済措置の拡充を早急に実現すること。

４．年金保険制度の維持・改善

（１）^３マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合との誠実な協議を求める。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすることを含め、広い視点で検討すること。

（２）短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

- ①短時間労働者の被用者年金保険への加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模の要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。
- ②就職氷河期に遭遇し、やむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。また、年金生活者支援給付金を拡充すること。

（３）基礎年金の財源確保と拠出期間の延長

- ①給付水準の維持・改善に向け、必要な国庫負担財源を確保すること。
- ②拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

(4) 公的年金保険積立金の適正な管理・運用

①公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。⁴GPIFにおいて、保険料拠出者である労使代表の意思の確実な反映を可能とするガバナンス体制を構築すること。

②「⁵ESG」責任投資の推進

株式運用投資では、CO₂増加による異常気象災害を防止する視点からも「国連⁶責任投資原則(PRI)」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

5. 地域包括ケアネットワークの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

(2) サービス提供体制の整備

サービス提供者・自治体の連携により、まちづくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供すること。

(3) 地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。そのための財政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

6. 医療制度

(1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

(2) 応能負担

- ①医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。
- ②現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。
- ③高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持すること。

(3) 医療提供体制の整備

- ①将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。医師の偏在対策には診療科間の調整を含め、その手当を保険者からの拠出で賄う手法を取らないこと。
- ②「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進し、医療機関の機能分化・連携を図ること。
- ③医薬品の安定的な供給体制を早急に確立すること。

(4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充を図ること。

(5) 感染症対策と公衆衛生

- ①公衆衛生を担う人材育成・確保、検査体制の充実、安全なワクチンを迅速に利用できる体制作りなど中長期展望をもった体制整備を図ること。
- ②感染症対策を進めるにあたっては、感染状況や対策の情報を適時、的確に提供するとともに、強権によることなく、市民の理解と協力を基本とすること。

(6) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リ

ビング・ウィル)を尊重する延命措置回避や在宅看取りを支える仕組みの整備を急ぐこと。

(7) 高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

- ①2022年10月から新たに設定された“診療段階における「自己負担2割」”の対象について、今後改定しようとするときは被保険者・医療従事者に対する十分な説明により合意を得ること。
- ②「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「3割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。
- ③入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

7. 介護保険制度

(1) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

(2) 介護労働者の処遇改善

- ①2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は特殊な高齢者集合住宅を除き多くの地域で倒産・廃業の要因となった。次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。
- ②将来にわたり質の高い介護サービスを利用することができるよう、介護労働者の処遇・労働環境の改善と専門性の維持・向上のため、必要な人件費をはじめとする経費を確保すること。

(3) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

- ①介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト（休養）保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。
- ②利用者・家族と介助者双方によるハラスメント防止に努めること。

(4) 介護保険制度の応能負担

- ①介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

②介護保険の利用者負担

- ア. 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。2・3割負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。
- イ. サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、本人・家族に対する十分な説明と合意を得ること。
- ウ. 自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(5) 認知症対策基本法の確実な運用と社会的損賠制度の創設

- ①認知症施策推進基本計画（24.12）に基づき、認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。
- ②認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

(6) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ①医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ②ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。
- ③在宅生活の限界を高める小規模多機能型居宅介護および、看護小規模多機能型居宅介護の設置を促進するとともに、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。
- ④要介護Ⅰ、Ⅱの高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

(7) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ①特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ②規制改革推進会議で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。

- ③低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充をはかること。
- ④介護老人保健施設や介護医療院の多床室は、特養と違って面積も狭く、プライバシーの保護も不十分で、入所者は自宅を維持している場合も多いことから、室料の導入にあたっては、利用者の意見を尊重し、負担の全体的見直しを検討すること。

（８）国交付金の見直し

- ①介護保険に関する国負担分の25％は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。
- ②保険者機能強化推進交付金を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠での財源措置を堅持すること。

（９）介護保険部会による見直し提案事項

介護保険部会等で議論され、結論が先送りになった次の事項は撤回すること。

- ①「現役並み所得」「一定以上所得」の負担増
- ②「補足給付」見直し
- ③ケアマネジメント利用者負担
- ④軽度者へのサービスの総合事業化

（10）企画・運営への高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定とその執行にあたっては、被保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

8. 貧困・低所得者対策

（１）生活を直撃する物価高騰対策

- ①物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。
- ②健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

（２）生活保護

- ①生活保護基準は、憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する切り

下げはしないこと。

- ②適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

(3) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

(4) 低所得高齢単身女性問題に関する要求実現

- ①低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、体系的・計画的施策を進めること。
- ②低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金を増額し、確実に支給すること。
- ③「男性稼ぎ主」モデルを前提とした年金の第3号被保険者制度、遺族厚生年金を両性の平等な雇用に基づく制度に改めること。
- ④高齢者の孤独・孤立対策の窓口である各市町村の社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、NPOはじめその他支援団体と有機的な連携を確立すること。
- ⑤高齢女性に対して、郵便投票や送迎の検討など諸選挙における投票環境の整備に取り組むこと。

(5) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

(6) 「フードバンク」と「こども食堂」への支援

設置状況について、都道府県・市区町村ごとに継続的に調査し、行政として財政的運営支援・拡充を行うこと。

9. 温暖化防止・気候変動対策とエネルギー政策

(1) 温暖化防止・気候変動対策

- ①政府の国際公約「2050年⁷カーボンニュートラル宣言」(2020年)を達成するため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。
- ②温室効果ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備を図ること。また、産業・市民生活の全領域で省エネ化とCO₂排出削減を進めるため、技術開発を含めた支援施策・情報提供を拡充すること。

(2) 原発事故の完全処理と原子力エネルギーに依存しない社会の実現

- ①福島原発事故の完全収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。⁸ A L P S 処理水の海洋放出は、さらなる汚染水処理の技術精度向上に取り組み、不安解消に努めること。
- ②原子力・化石燃料に代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提とし、地元の理解や国民的合意を欠いた原子力発電所の新增設や運転期間の延長は行わないこと。最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

10. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

(1) 国・自治体が一体となった取り組みの推進

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障がいのある人などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

(3) 道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置、公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するため、道路・橋梁・トンネル・埋設インフラ等を計画的に更新し、バスベイ・停留所・自転車レーンの整備を図ること。

(4) 地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

事故防止の観点から運転免許証を返納した者も含め、過疎化や地域事情・家庭事情等により、高齢者が社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき必要な移動手段を整えること。ライドシェアの導入は、地域事情を見極め慎重に対応し、タクシー事業者以外の参入を認めないこと。

11. 社会保障関連審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者

を社会保障審議会等の委員に選任すること。

12. 社会保障としての住宅

(1) すまいの保障 — 住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため、関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

- ①改正セーフティネット法に基づく施策を展開し、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の確保、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実を図ること。
- ②公営住宅について需要調査に基づき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。
- ③単身高齢者が困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元保証等について、地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業・身元保証等高齢者サポートサービスの活用など、当事者本位で相談・支援・情報提供の施策を推進し、居住支援法人への一層の支援を行うこと。サービスの利用にあたっては、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（消費者庁2024.6）」の周知に努めること。

(2) “過剰住宅”“老朽時対策を欠く住宅”を生まない住宅政策

市場主導で進行している「過剰な住宅建設」を生じない都市計画とすること。市民の納得を得ながら、農緑地の虫食いの開発、人口減少による空き家・空き地の増加など都市のスポンジ化を防止してコンパクト・プラス・ネットワーク化を促進すること。

13. 税 制

(1) 個人所得税

- ①所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間は金融所得の税率を引き上げること。
- ②人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
- ③年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
- ④請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

(2) 法人税

- ①国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ②デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止するため、グローバルミニマム課税などの税制を強化し、公正に課税すること。

(3) 消費税

消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

(4) 国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取引税（F T T）の導入について検討すること。

(5) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」は近い将来の廃止をめざしつつ当面、地域振興とは無縁な返礼品競争などの歪みを正す税制とすること。

14. ジェンダー平等

(1) 「第6次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直し

- ①ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第6次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。
- ②学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。
- ③政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。
- ④家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。
- ⑤女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

- ①D Vや暴力を含むハラスメントの解消を図ること。そのために「ILO⁹第190号条約」の批准を進めること。
- ②一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選

択的夫婦別姓」を直ちに実現すること。

(3) 「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約¹⁰ 選択議定書」を早期批准すること。

(4) 「ILO¹¹ 第111号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准すること。

15. 「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業を支える地域農業の活性化

①安心・安全で安定的な食料を確保するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤となる地域農業の活性化を図ること。なお、施策の具体化にあたっては、以下の点を踏まえること。

ア. 多発する自然災害や国際紛争など、不測の事態に備えるべく食料自給率の一層の向上を図ること。

イ. 農産物・食品の価格形成にあたっては、生産者・消費者に理解と納得が得られる適正価格となるよう努めること。なお、現下のコメ不足に起因する価格高騰に対しては、その原因と解消までのプロセスなど、消費者への適切な情報提供に努めること。

ウ. 持続可能な生産活動が営めるよう、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度を拡充すること。

エ. 生産基盤となる農地の確保にあたっては、多発・激甚化する自然災害に備える観点から、水田のダム機能など、農業の持つ多面的機能に配慮すること。

オ. 食品アクセスの充実・強化にあたっては、社会問題化している食の格差・貧困対策はもとより、買い物困難地域などにも配慮すること。また、フードロスの解消を図ること。

②国際的自由化が進展する中で、輸出入農畜水産物の安全基準の明確化と国民に対する透明性を確保すること。

16. デジタル化政策

①内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、個人情報保護の形骸化、地方自治の形骸化など多くの懸念要素を含んでいることに加え、高齢者等の利活用基盤が欠如している。¹²DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する先進諸国の例を参考に、慎重な運用を行うこと。

②マイナンバーカードの取得は本人の選択に基づくという原則を順守するこ

と。

- ③「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させること。

17. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

〈注〉

¹ギグ労働

雇用関係を結ばない単発・短時間の働き方のこと。(Gigは音楽用語で、ライブハウスなどでのバンドの合奏のことを指すため「単発の」という意味)

²フリーランス

雇用契約ではなく、業務委託契約を結び、個人で仕事を請け負う働き方のこと。

³マクロ経済スライド

年金額は、賃金や物価の上昇を考慮するほか、年金を支える現役人口や平均寿命の伸びを年金額に反映する仕組み。2004年に導入され今年の発動は6回目。

※スライド調整率＝年金被保険者総数の変動率＋平均余命の伸び率

⁴G P I F

Government Pension Investment Fundの略で、年金積立金管理運用独立行政法人のこと。公的年金積立金を厚労大臣の預託で、信託銀行や投資顧問会社等を通して運用している。

⁵E S G

環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ ガバナンス (Governance : 企業統治) の要素

⁶責任投資原則 (P R I)

Principles for Responsible Investmentの略で、機関投資家の投資に向けた意思決定プロセスや株式の保有方針の決定に、E S G要素を反映させる考え方を示す原則

⁷カーボンニュートラル宣言

日本が2050年までに「温室効果ガス」の「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを目標とした。(2020年10月、菅首相の所信表明演説)

⁸A L P S 処理水

建屋内で放射性物質に汚染された水を、多核種除去設備 (Advanced Liquid Processing System) などを使いトリウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水。

⁹第190号条約

2019年6月、I L O総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」。包括的にハラスメントを禁止し、暴力とハラスメントの定義、対象者の範囲、具体的な対策、禁止規定、使用者が講じる措置などを規定している。

¹⁰選択議定書

1999年に採択され、個人通報制度と調査制度を内容とし、現在115カ国が締約している。

¹¹第111号条約

1958年にI L O総会で採択された「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」。雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障している。

¹²D X (デジタル トランスフォーメーション)

企業がビジネス環境の変化に対応するため、デジタル技術を活用し、業務・組織・企業文化を変革し、自社の競争力を高めること。

第4号議案

退職者連合運動におけるジェンダー平等参画推進計画（案）

日本が女性差別撤廃条約を批准してから40年が経過した。しかし、各国のとりくみ状況を定期的に審査している国連の女性差別撤廃委員会が、2024年10月、日本への審査を8年振りに行い、基本的な人権の基本構造の欠如、差別的な法律の残存など約80項目の勧告を行っているように、女性をとりまく環境はいまだ厳しい状況にある。

退職者連合は、ジェンダー平等社会の実現に向け、女性が生きやすく、社会で活躍できる環境に少しでも近づけるため、第2次行動計画を策定し、提起する。

1. 現状と課題

第1次行動計画（第24回定期総会（2020年7月15日）第5号議案「退職者連合運動における男女平等参画推進計画」）に基づき、2020年7月から2025年7月の期間に取り組んできた。

2024年に実施した「2023年度退職者連合ジェンダー平等アンケート報告」から検証してみると、

（1）「運動方針に男女平等参画推進の取り組みを明記する」については、

産別では10組織、地方退連では36組織（2025年2月末時点）が議案書に具体的な取り組みを明記しているが、全構成組織が明記するまでにはならなかった。

（2）「女性役員を選出できるよう取り組む」については、「女性役員を増やす努力はしているがなり手が少ない」「女性会員が減少している」という現状がある一方、「総会に女性代議員枠を設けた」「女性会員が参加しやすい環境づくりが必要」「女性役員が増えることで会議の運営が活性化する」などメリットも認識されているが、女性役員は少ないままであり、女性役員ゼロは、産別で5組織、地方退連で1組織となっている。

（3）「中央・地方退連の機関会議への女性参加率を30%とする」については、中央・関連退連では平均11.7%（2021年度6.6%）、地方退連では13.6%（2021年度12.3%）となり、目標までには至らなかった。

2. 第2次行動計画期間

2025年7月から2030年7月まで

3. 目標

- 目標 1：運動方針にジェンダー平等参画推進の取り組みを明記する。
- 目標 2：女性役員を選出できるよう取り組み、女性役員ゼロの組織をなくす。
- 目標 3：産別・地方退連の機関会議への女性参加率を30%以上にする。
- 目標 4：ジェンダー平等の推進を目的とする委員会等を設置する。

4. 取り組み内容と実施時期

- 目標 1：2025年から各定期総会議案書に「ジェンダー平等推進」と明記し、取り組み内容を検討すること。
- 目標 2：役員改選時には女性役員の拡大に取り組み、各種集会や委員会などに女性が参加しやすい環境づくりを工夫するとともに女性役員ゼロの組織をなくすこと。
- 目標 3：幹事会等を開催する際に、女性の複数参加、開催場所などを検討するなど、女性参加率30%以上に取り組むこと。
- 目標 4：ジェンダー平等推進を目的とした委員会等の設置に向け、幹事会、機関会議等で検討すること。

第5号議案

役員改選（案）

（別紙）

第6号議案

顧問の委嘱（案）

日本退職者連合規約第57条ならびに「顧問の委嘱基準」に基づき、次のとおり顧問を委嘱する。

1. 人 見 一 夫（退職者連合前会長）

資格年数 2017年1月～2017年7月 副会長6カ月
2017年7月～2025年7月 会 長4期8年在任

委嘱期間 2025年7月16日から2027年の定期総会までの2年間。

以上

退職者連合顧問の委嘱基準

2017年5月17日
退職者連合第5回幹事会

1. この基準は日本退職者連合規約第57条にもとづいて定める。
2. 退職者連合が役員退任者を顧問に委嘱する場合は、対象を会長、副会長、事務局長を退任する者とし、原則として次の基準による。
会 長 会長在任期間1期2年につき2年
副 会 長 副会長在任期間3期6年につき2年
事務局長 事務局長在任期間2期4年につき2年
3. 任期途中で退任する者については、委嘱該当年数に至る残余期間が6カ月未満の場合は繰り上げ、6カ月以上の場合は繰り下げる。
4. 退職者連合の活動にかかわる外部の有識者等を顧問に委嘱する場合は、幹事会でも委嘱することができる。その場合は、幹事会において委嘱期間を設定し、必要に応じ延長または短縮することができることとする。

以上

総会宣言（案）

（別紙）

<ホームページ活用のお願い>

ホームページをご覧になるには、**退職者連合**で検索してください。

退職者連合

検 索



退職者連合ホームページでは、退職者連合の最近の活動や、全国各地の皆さんの活動を紹介しています。また、そのままお使いいただける資料やロゴ、各産別・関連組織、地方組織へのリンクも掲載しています。全国の仲間のネットワークづくりや各組織の組織拡大・強化にむけ、ご活用ください。

(退職者連合ホームページの主な内容)

退職者連合とは

退職者連合の組織概要、運動方針、役員の一覧などを掲載しています。各組織へのリンクも張ってあります。

退職者連合の活動

退職者連合の活動をリアルタイムで報告しています。

ふれあい情報

退職者連合の機関紙「ふれあい情報」を掲載しています。

茶飲み話

退職者連合がお送りするコラムです。

お達者だより

生きがい作り、仲間作り、ボランティア活動など、あの町この街で暮らす会員のみなさんをご紹介します。

みんなの広場

産別・関連退職者組織や地方退職者連合の活動を紹介します。

暮らしを支える

「労金」や「こくみん共済 coop」がみなさんの暮らしをサポートします。

共同デスク

各組織でご利用いただけるよう、写真やニュース原稿、機材関係を収納しています。今後、講演会等の動画もアップしていく予定です。

なお、この部分の中には入るのにIDとPWが必要になります。必要な方は、各組織の役員の方にお尋ねください。

第29回定期総会

日本退職者連合

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館3階

TEL 03-5295-0507

FAX 03-5295-0541

e-mail ntr@sv.rengo-net.or.jp